

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第7回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年7月17日（土） 午後1時30分

場 所 大河内町保健福祉センター

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	出
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	出
	堀口 勝久	〃	出
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	出
	松原 博興	〃	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	欠
	岡本 坦	中播磨県民局長	代理出席

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	欠
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	出
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	出
	日和 貞憲	〃	出
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会				
開催日時	平成16年 7月17日(土) 開会 13時31分 閉会 17時00分				
開催場所	神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎				
議長氏名	小寺義裕				
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり				
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり				
会議事項	1 報告				2 会議結果
	報告第26号	第6・第7回新町建設計画小委員会の開催報告について			承認
	2 協議				
	協議第19号	学校教育事業(学校教育関係各種事務事業)の取扱いについて			承認
	協議第20号	介護保険事業の取扱いについて			承認
	協議第21号	福祉関係事務事業(その1)保育所関係事務事業の取扱いについて			承認
	協議第22号	新町名称募集要領(案)について			承認
	協議第23号	新町建設計画(その1)について			承認
	3 提案				
	提案第14号	その他事務事業(その1)交通基盤整備事業の取扱いについて			提案
	提案第15号	建設関係事務事業(その1)地籍調査の取扱いについて			提案
	提案第16号	福祉関係事務事業(その2)高齢者福祉等の取扱いについて			提案
提案第17号	税務関係事務事業の取扱いについて			提案	
提案第18号	上・下水事業関係事務事業(その2)下水道関係について			提案	
提案第19号	慣行の取扱い(その2)式典、名誉町民、表彰について			提案	
提案第20号	住民関係事務事業(その1)公営住宅事務事業の取扱いについて			提案	
提案第21号	福祉関係事務事業(その3)乳幼児医療の取扱いについて			提案	
会議の経過	別添のとおり				
会議資料	別添資料あり				
会 議 録 の 確 定					
確定年月日			署名押印		
平成16年 7月17日			署名委員 竹 國 洋 子 印 日 和 貞 憲 印		

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>内藤（事務局長）</p> <p>上野（副会長）</p>	<p>ご苦労さんでございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、上野副会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>皆さんこんにちは。</p> <p>土曜日の午後ということで、何かとご予定があったというふうに思いますが、第7回合併協議会に参加をいただきましてありがとうございます。また、砂川副県民局長には大変お忙しい中をご臨席いただきましてありがとうございます。また、多くの傍聴の皆さん、ありがとうございます。</p> <p>梅雨も例年より1週間余り早く明けまして、本格的な夏になり、昨日、一昨日と雷、夕立がありました。夕立は昼間の高温が上昇気流を生み、局地的に雷雨をもたらすものでありますが、先日来の新潟の豪雨は高気圧の谷間を南の湿った空気がちょうど新潟にある梅雨前線に流れ込み、大惨事をもたらしました。夕立が局地的に雨をもたらすことは当たり前ですが、新潟のような局地的豪雨が近年多発しており、やはりこれも世界的な環境破壊、森林の消滅と地球温暖化あるいは二酸化炭素の排出に原因があり、もはや地球環境は限界に来てるといふふうに感じます。日本とアメリカのエネルギーを初めとする資源消費、二酸化炭素排出とごみの排出量は世界の中で群を抜いています。これまでの生産様式や生活様式の見直しが求められているというふうに思います。</p> <p>そのような中で参議院選挙が行われ、自民党は改選議席を下回り、民主党が大幅に議席を伸ばし、より二大政党化が進んだと思われま。選挙の評価については年金問題やイラク派兵問題と一連の小泉発言、三位一体改革を初めとする構造改革の成果が景気対策につながっていないことなどが言われていますが、その中でもやはり私たちは三位一体改革の進み方に大変な関心を持っています。</p> <p>私は、三位一体改革の理論的な精神については正しいと思いますし、そのとおりだといふふうに思います。従来から、私は補助金交付申請制度と会計検査院制度がなければ職員の数も大幅に減らせることができるし、利権誘導型政治も改善されるというふうに考えています。また、基礎的自治体の業務も本当に住民生活に直結した戸籍と保健・医療・福祉などに限定をして、ハードな部分はできるだけ広域で行うようにすれば本当にむだのないインフラ整備、今のような市町村合併の議論はなくなるというふうに思います。</p> <p>少し合併協の議論を逸脱した話をいたしましたが、いよいよ大河内</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>町といたしましても最終的な結論を出す時期に来ているというふうに考えています。当初のスケジュールでは、17年1月か2月に各町議会で議決、合併調印、3月に県知事に合併申請というスケジュールであり、またこの協議会が発足後のスケジュールでは新町建設計画、財政シミュレーションの成案を今年の9月に行い、10月に集落説明といたしておりましたので、私は11月に方向を決めて年明けにかけて住民合意を得ればというふうに考えていました。しかし、電算システムの構築に14カ月が要すること、その費用が6億円から8億円と多額を要することと、その発注契約行為を行おうとすれば継続事項となっていますが、目標合併期日の17年1月1日から逆算するとこの8月、遅くとも9月には結論を出さなければいけないと考えています。</p> <p>昨日も、その結論を導き出すための財政シミュレーションの検討会を中播磨県民局、両町の財政担当課、合併事務局、両町の助役と私で行いました。非常に難しい作業で、三位一体改革をどのように見るかということもありますが、シミュレーションを行うための前提条件と2町の客観的比較のできる整合性など、昨日の段階では問題点もたくさん出てまいりまして、成案を見ていません。今月の27日に再度県庁の市町振興課も含めたヒアリングが行われる予定です。</p> <p>それから、三位一体改革の平成16年度の地方財政計画も平均でマイナス12%ということになっていたわけですが、その交付税が確定をいたしまして、その出口ベースで見ますとこの中播磨県民局でも各自治体間の違いが出ております。基本的には、国の予算ではマイナス12%なんです、例えば大河内町で言えばマイナス12%がむしろもう少し悪く、マイナス16%ぐらいになっています。神崎町で見ればマイナス12%が約半分の6%、あるいは市川町についても増えております。中播磨県民局単位で、中で減ってるのは姫路、福崎、大河内ということで、財政力指数の高いところにその影響が大きく出たんじゃないかなというふうに思っています。そういうものの加味も十分にする必要がありますし、当初のシミュレーションで両町考え方を統一してきたつもりですが、少しそのあたりに違いがあったりして、昨日の段階ではもう一度やり直しということになっております。非常に日のない中での作業、あわせて合併ありきの方から見れば何をやっているのだというふうに思われているというふうに考えますが、合併を前提に考えても非常に厳しい財政状況になりますので、合併したときにこんなことだったのかとならないような納得と合意が必要であろう</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>というふうに思います。いましばらくご容赦をいただきたいというふうに思います。</p> <p>本日の議案については大変盛りだくさんとなっておりますので、真摯な討論をお願いをして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日もよろしく願いをいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の会議につきましては、顧問の前川先生、そして岩本精介委員さんからそれぞれ欠席の旨の連絡がございましたので、ここにご報告を申し上げます。</p> <p>なお、委員の皆様方の通知文に資料を事前配付ということでご通知申し上げておったんですが、幹事会等々の整理的な関係で事前配付は間に合いませんでした。そこで、本日配付させていただきますので、お許しをいただきたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>それでは議長、進行をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、順次議事を進めてまいります。</p> <p>本日の会議につきましては、28名中26名の出席をいただいております。よって、会議規則の定足数に達しておりますので、ここに会議の成立を宣言いたします。</p> <p>それでは、ただいまから第7回の神崎町・大河内町合併協議会を開催します。</p> <p>本日の会議録署名委員に会議運営規程第4条第2項によりまして、竹國洋子委員、日和貞憲委員をそれぞれご指名申し上げます。</p> <p>それでは、会議次第に沿いまして、議事を進めてまいります。</p> <p>まず、報告事項から願いをいたします。</p>
井上委員	<p>報告第26号第6・第7回新町建設計画小委員会の開催報告につきまして、井上委員長及び事務局から報告していただきます。</p> <p>井上委員長、お願いいたします。</p> <p>失礼をいたします。それでは、第6回と第7回の新町建設計画小委員会の開催状況をご報告申し上げます。</p> <p>まず、第6回新町建設小委員会につきましては、7月3日土曜日9時から神崎町ケーブルテレビネットワーク局社で25名の委員さんの出席を得て、まちづくりの課題、合併の必要性、新町建設の基本方針につきまして、前回からもう少し掘り下げた見直し案をもとに再度意見交換をいただき、これら意見は事務局で整理、修正することで了承を得たところでございます。また、次回予定の新町における主要施策に向けて提案をお願いをしております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 浅田（事務局）</p>	<p>次に、第7回の委員会につきましては、7月14日水曜日午前9時から午後5時まで、委員さん大変お疲れだったと思いますが、長時間にわたり24名の委員さんの出席を得て大河内町保健福祉センターで行われました。内容につきましては、新町における3つの主要施策を分科会ごとに分かれてワークショップ方式で意見交換をいただき、そのまとめをいただいた結果をそれぞれ報告いただきました。そして、これら内容を整理し、次回8月5日の小委員会で検討をいただくこととなっております。</p> <p>後ほど、事務局から報告がありますので、私の方からは以上で第6回及び第7回の新町建設計画小委員会の報告を終わります。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、浅田次長お願いします。</p> <p>失礼いたします。それでは、報告第26号第6回、第7回の新町建設計画小委員会の開催状況につきまして、先ほどの委員長の報告に基づき、事務レベルでのご報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、本日お手元に協議事項の第23号といたしまして、新町建設計画（その1）ということで、皆様方の方に資料として配付をさせていただいておりますので、そちらの方も少し見ていただければというふうに思います。</p> <p>これまで新町建設計画、いわゆる合併特例法の第5条に合併をする地域においてはこの新しい町のまちづくり計画といったものを作らなければならないということは、既に当協議会の方でもお示しをさせていただき、また当協議会の委員さんの中からも16名第2委員会の方に籍を置いていただいておりますのでございます。</p> <p>去る6月16日に開催をいたしました第6回の新町建設計画ですけれども、この際に、いわゆる当協議会の新町建設計画につきましては、住民アンケートをとらないという形をとっておりまして、両町から6名ずつの委員さんに専門的に入っていただいております。あわせて、当協議会からは16名ということで、計28名の委員さんでこの新町建設計画の策定に当たっていただいておりますのでございます。</p> <p>そして、新町の建設計画の核でございます両町のまちづくりの課題、そして合併の必要性、そして新町建設に係ります基本的な方針、このいわゆる新町建設計画の主要な部分でございますこの3つにつきまして、当協議会がコンサル業務を委託しておりますパシフィックコンサルタンツ、こちらと調整をしながら第2委員会の方で検討をして</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>まいりました。しかしながら、第1回目ではなかなか委員さんからも厳しいご意見が出まして、やはりもっともっと現実に合った計画にしていくべきだというふうな声もございまして、その辺を7月3日に再度見直しを行ったというところでございます。そのあたりにつきましては、後ほど協議第23号で掲げさせていただいておりますので、また後ほどご説明をしたいと思います。</p> <p>そして、第7回の新町建設計画の小委員会、7月14日でございますけれども、先ほど井上委員長の方からご報告がございましたように、当保健福祉センターにおきまして、朝の9時から夕方の4時半前後まで、お手元資料の1の中にとじ込みをしております大きなA3の用紙でワークショップということで、両町の主要な施策をこれから検討していく際のいろんな議論をしていただいたところでございます。</p> <p>このワークショップにつきましても、3班に分かれていただきまして、そちらの方にメンバーといたしまして1班、2班、3班、それぞれお名前を掲載をさせていただいております。そして、議論していただくテーマといたしまして、1班は「愛・やさしさ」というテーマで、子どもからお年寄りまで、豊かな愛情、やさしさにつつまれるまちというふうなテーマに基づきまして、右側の4つの視点からそれぞれ事前にそれぞれの委員さんの思いを書いてきていただきまして、協議を行っていただきました。</p> <p>第2班の方では、「命・いきいき」というテーマで、自然の恵みと共に生き、力強い命の躍動・活力をはぐくむまちというテーマで、右側の美しい自然から心身の健康という4つの視点で協議をいただきました。</p> <p>3班につきましては「心・ふれあい」、住民どうしの顔が見え、人と人との心のふれあい生まれるまちという目標を持ちまして、安全・安心を支えるまちから広域的な交流という4つの視点でそれぞれ3つに分かれていただきまして、丸1日議論を重ねていただきました。</p> <p>そして最後に、それぞれの班から意見発表等を行っていただき、現在当協議会が委託をいたしておりますパシフィックコンサルタンツの方でその意見等を十分に踏まえながら、成果をまとめておるところでございます。</p> <p>そして、その成果につきましては次回第8回の小委員会を8月5日神崎町のK-netの方で開催をいたします。そちらの方で、またそれぞれ3班から出てきました主要な施策に基づきまして、意見交換を</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>していただくというところで、新町建設計画の方もいよいよ各論部分を協議いただくというところに入ったところでございます。</p> <p>以上、簡単ですけれども、第6回、第7回の第2小委員会の報告状況について説明を終わります。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま委員長、事務局からそれぞれ報告がございました。報告されました事柄、また今載っておりますこの第6回、第7回の新町建設計画小委員会の開催等の中身の中で何かご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思えます。</p> <p>ご質問ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問ないようですので、それでは報告事項を終わりにして、次に協議事項に入ります。</p> <p>協議第19号学校教育事業（学校教育関係各種事務事業）の取扱いにつきまして、学校教育の分科会会長から説明をお願いいたします。</p>
河野（分科会長）	<p>分科会、河野でございます。</p> <p>お手元に提案されております5つの項目につきまして、資料2の2枚目の事務事業調整報告書によりまして、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、この5項目の内容について、課題及び問題点等の状況につきまして申し上げます。</p> <p>通学区域につきましては、現在寺前小学校校区、中学校も含まれます。粟賀小学校校区、神崎中学校も含まれます。この一部からの就学区域の届け出を受けて、現在区域外就学として受け入れている実態もあるということでございます。</p> <p>また、学校統廃合の問題につきましては、財政面、そして教育効果の面を考慮するという事、そして学校が地域文化の拠点であるといったことから住民の理解を得ながら検討していかねばならないというような2点の大きな課題があります。</p> <p>それから、学校の大規模改修につきまして、小学校におきましては統廃合問題とあわせて検討していかねばならないと。また、中学校においては耐震診断による判断が求められるということで、この耐震診断につきましては昭和56年以前に建築された建物について耐震診断の必要があるということでございます。</p> <p>それから、幼稚園の保育料及び保育料の納入方法に相違があると。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>具体的には、神崎町では月額４，０００円の１２カ月をいただいております。大河内町では月額４，０００円の１１カ月をいただいております。こうした相違があるということと、それから徴収方法については大河内町は現金を集金をさせていただいておりますが、神崎町では口座の振替方式をとっておられます。</p> <p>次に、通学補助についてでございますが、中学校のバス、これは神崎町が全部バス通でございます。大河内町はＪＲ通学もでございます。この通学者の補助及び自転車通学者のヘルメットの購入の補助について相違があります。具体的には、神崎町のバス通学生については個人負担というようなことで年間６，０００円の一部の負担をいただいております。大河内町につきましては、バス通学、ＪＲ通学生、いずれも全額町費といたしております。</p> <p>ヘルメットの購入補助につきましては、神崎町が全額町費で対応しておられますが、大河内町では１人８５０円の補助をいたしております。</p> <p>こうした課題なり問題点、こういったものがございまして、調整方針といたしましては１枚目の提案にさせていただいております内容となります。順次申し上げます。</p> <p>１番、就学区域については現行のまま新町に引き継ぐこととし、合併問題と切り離して合併後に検討を続けていくということでございます。</p> <p>次に、学校統廃合については就学区域の問題とあわせまして合併問題と切り離して合併後に検討を続けていくということで、今後とも学校適正配置に向けて検討を続けていくということでございます。</p> <p>それから、中学校の校舎、運動場、屋内運動場につきましては、５６年以前の建築施設でございますので、早期に耐震化を図ってほしいということでございます。</p> <p>次に、幼稚園の保育料につきましては１カ月３，７００円とし、１２カ月に統一したいと思います。また、納入方法につきましては口座振替に統一します。</p> <p>次に、通学補助につきましては、中学校のバス、ＪＲの通学者は大河内町の例によりまして全額町の負担といたします。また、自転車通学者のヘルメット購入につきましては神崎町の例とし、全額町費といたしたいと思います。</p> <p>調整した結果についてご報告いたしました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
生田委員	<p>ただいま説明のありました学校教育のあり方につきまして、ご質問、ご異議等がございましたらお受けをいたしたいと思います。</p> <p>生田委員、どうぞ。</p> <p>大河内の生田です。</p> <p>簡単なしょうもない質問なんですけども、4番目の3,700円にされた根拠を、例えば足して2で割ったとか、もう簡単でよろしいですから、住民の数がどうか、そういう難しいことはよろしいですから、足して2で割ったとかそういうふうなことを簡単に教えてもらえます。</p>
小寺（議長）	河野分科会長。
河野（分科会長）	<p>3,700円の根拠ですが、神崎町、大河内町で徴収する月に1カ月の差がございます。その1カ月の4,000円については大河内の低い方の11カ月に合わせて年額を定めたと。それで、その額を12月で割ったということにして、その理由については少子化の進行もございませぬ。今、子供を産み育てる、こういった環境を整えていくと、そういった必要性がありまして、保護者の負担を極力抑えていくというようなことで子供を育てる環境作りに努めたいという考えのもとでございませぬ。</p>
生田委員	<p>多分そうだと思うんですけども、それでいけるんでしたらそれにこしたことはないんで、よろしいと思います。</p>
小寺（議長）	ほかにございませぬか。
多田委員	副議長、どうぞ。
多田委員	<p>神崎町の多田です。</p> <p>この課題、問題点の3点目の学校の大規模改修で、小学校においては学校統合問題とあわせて検討するというところでございませぬ。これは当然のことですが、例えば神崎町の栗賀小学校では42年の建築、校舎が。大山小学校では49年の建築ということで、古い建築基準法による建築となっております。これは新町建設計画との関係もあると思うんですけども、やはり耐震診断等は中学校のみでなく、必要な小学校においてもやるべき必要があるんじゃないかなという思いがするんですけど、いかがでしょうか。</p> <p>その点と、もう一点通学バスの関係ですけども、大河内町の例によりということ、現行その寺前小学校区で一番遠い子供たちは大体通学距離何キロほどなんでしょうか。その2点についてお聞きしたいと思ひます。</p>
小寺（議長）	河野分科会長。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
河野（分科会長）	<p>1点目の小学校の耐震の調査についての実施の件ですが、補助金の絡みもありまして、耐震調査の一定の条件に基づいて学校の改築等が進めるというような補助金のシステムもございます。こうした中で、財政的な計画も調整するという事で、この緊急的にといいいますか、早期にまずは整備するのが中学校2校であろうと。順次そういった調査も今後引き続いて検討していこうというようなことで、分科会では協議しております。</p> <p>それから、寺前小学校区におきます一番遠いところの通学児童の距離でございますが、4キロになろうかと思えます。</p>
小寺（議長） 多田委員	<p>副議長、どうぞ。</p> <p>中学校についてはそれぞれいずれも建築年度は古いんですけども、やはり小学校においても必要に応じて耐震診断は大勢の子供の命を預かっておりますので、当然されるべきであろうと思うんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>ここでは中学校の校舎あるいは屋内運動場は早期に耐震化を図っていくということですけども、少なくとも小学校についても耐震診断は必要じゃないかというふうに思われるんですけども。</p>
小寺（議長） 河野（分科会長）	<p>河野分科会長。</p> <p>耐震診断につきましては、阪神・淡路大震災の大きな災害もありまして、国の方におきましては早期にそういった診断を実施するというような方向も出ております。こういった補助金の活用も受けるということで、早期に神崎町の小学校の施設においても学校の配置も含めながら早期に実施していくというようなことで、分科会の考えでございます。</p>
難波（千）（副分科会長）	<p>失礼します。学校部会の副分科会長でございます。</p> <p>神崎町分につきましては、この合併の場では協議には今回出しておりませんが、単町におきましては粟賀小学校、大山小学校の耐震化のことは当然検討しております。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長） 日和委員	<p>ほかにございませんか。</p> <p>日和委員、どうぞ。</p> <p>大河内の日和でございます。</p> <p>少し時期尚早かとは思いますが、今神崎町の越知谷の第一小学校、第二小学校の統廃合の関係ですが、これについてご質問させていただきたいと思いますが、これはまだ時期尚早でしょうか、ご返事等いただくのが。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	一応、質問を受けるそうでございますので。
日和委員	よろしいですか。
小寺（議長）	内容にもよりますが、一応質問を受けますということですので、ご質問をお願いします。
日和委員	それでは、済みません。この協議事項とは書いてあるとおり、直接関係がなくて申しわけないんでありますが、今申し上げましたとおりせっかくの機会ですので、お伺いしたいと思います。
	越知谷第一小学校と第二小学校の統廃合が決定されたと、近い将来ということだと思わんですが、まず一つは統廃合に至った経緯と申しますか、その経緯につきまして時系列的に簡単でよろしいですからご回答いただけたらというふうに思います。
	2つ目は、特に統廃合になる動機と申しますか、きっかけと。それは行政側からなのか、あるいは児童の保護者からなのか、あるいは地元の方々の意見からなのかと、その点についてどこになるのかということをお伺いしたいと思います。
	さらに言うなら、行政側であれば町長さん初め執行部の方なのか、あるいは議会なのか、さらには教育委員会なのかといったことが、もしもご返答いただけるようであればお願いしたいと思います。
	3点目は、廃校となる方の児童の保護者の方あるいは地元の方々の顕著な意見と申しますか、特徴あるご意見はどんなものだったかなあと。できれば2点ほどずつお願いしたいなあとというふうに思います。
	それから4点目は、廃校になる方についての今後の方針についてはどうでしょうかということですが。
	それから5点目ですが、これが私一番お聞きしたい点なんですけれども、統合される学校の方ではこの資料を見ますと少し人数が違いますが、こちらの方の資料では、報告書の方では足しますと78人になりますね。参考資料の方は74名ですか、少し人数が違っておるんですけれども、ただこの74名か78名かちょっとわかりませんが、この人数は今国は大体適正規模としましては200人プラス・マイナス50というふうにお聞きはいたしておりますが、それと比べますと74か78かという人数でございます。この規模について、こういうことになるということも当然検討されておると思いますが、このことがどういう、規模で言ってこの人数が妥当だという、そういうことに至った考え方というのをお聞きしたいなあと。特に、この点をよろしく、5番目をよろしくお願いしたいと思います。
	以上です。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>回答、少し、まだ時期尚早ということであれば結構だと思います。以上です。</p>
	<p>それでは、神崎町の教育長お願いいたします。</p>
山田（教育長）	<p>山田教育長。</p>
	<p>それでは、今の質問にお答えさせていただきます。</p>
	<p>まず1点目、経緯でございますが、これは越知谷第二小学校はご存じのように山村留学生を受け入れておる学校でございます。今年で13年目、12年目を経過したわけでございます。そういう経緯があると覚えとってください。</p>
	<p>それで、人数が結局減っていきますから一つは山村留学を受け入れると、そういう経緯でございました。ほいで、途中もやはり人数がやはり少なくなったから統合という話も出たんですが、学校統合は一つは教育面と、一つは地域の文化の中心ということもありますので、そういうことで立ち消えとったわけでございます。ところが、今年の5月14日、山村留学委員会の今年度の総会がございました。山村留学というのは、里親さんが子供を引き受けてくれるわけでございますね。ほいで、里親さんの負担は大変大きいもんでございます。そういうこともありますし、現在越知谷第二小学校地元の生徒は10名でございます。6年生がゼロ、4年生がゼロでございます。そこへ山村留学生が6名来ておりますから、16名でございます。ちょっとこの資料、ちょっとその辺があいまいだと思います。</p>
	<p>それで、5月14日の山村留学の総会のときにPTAから、PTAがそれまでに何回も会議を持ちまして、PTAの方から越知谷第一小学校と統合していただきたいと、来年度はですね。つまり、それで山村留学は継続できないということですから、その委員会が出たわけでございます。それはPTAの総意でございました。しかし、これは大きな問題ですから、そこだけで決めるわけにはいけないということで、区民集会を持つということで、6月5日に作畑・新田区で区民集会を持たれました。そこでは60人ほどお集まりになったようですが、大体が親がそう言っているのならばその方向でいこうと、そういう意見で固まったようでございますが、全区民の総意ではないからということでアンケートをとられたようでございます。</p>
	<p>そして、アンケートの結果に基づいて、6月30日に再度区民集会を持たれました。そのアンケートの結果は87.5%ぐらいだったと、賛成が。統合の方向が87.5%ぐらいだったとっております。私は全然、教育委員会はそこには一切タッチしておりません。参</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>加もしておりません。それで、そういう状況から6月30日の区民集会で、それでは17年4月を目途に、来年の4月を目途に統合をすると、そういうように決定をされたようでございます。直ちに7月1日に新田区の区長さんが私のところに参られて、このような決定をしたからよろしく頼むという要請がございました。</p> <p>7月1日、ちょっと大きな事故があったりしまして、教育委員会を持つことができませんでした。自然学校の最中でもありましたので。ところが、先に新聞がそれをかぎつけまして、新聞報道で発表があったわけでございます。だから、まだ教育委員会では決意を見ておりませんが、しかし了承は得ております。前々からそういう話がございましたので、区民がそのように言われるのならばという了承を得てますが、決定はまだしておりません。それが言いにくいところではございます。したがって、2番目の教育委員会がどうこうとか、そうじゃございません。あくまでもPTAサイドの提案で区民で決められたことでございます。</p> <p>理由は、やはり一つは少人数であるということございまして、今申し上げましたように地元の子供が10人しかおりませんし、今年度の場合6年生はゼロ、4年生がゼロ、来年度も幼稚園の年長はゼロ、年少が1でございます。したがって、今からもその人数が増える見込みが少ないということですね。それで、10人でございますから団体の競技が非常にしにくいとか、それから集団で思考するとか、考えるとか、そういったことについてやはり不安があると、そういうもろもろのこと。</p> <p>それからもう一点は、施設が越知谷第一小学校はご存じのように木造の新しい校舎を造りました。越知谷第二はほぼ30年近くたったあの鉄筋の校舎でございまして、この状況からは造りかえるということは非常に無理であろうと。そういうことから、親としましては設備のいい学校で勉強させてやりたいという気持ちもあったんじゃないかと思えます。</p> <p>もう一つの大きな理由は、山村留学を受け入れる里親さんが非常に少なくなってきたということございまして、10年もたっておりますので、当時は何とか学級を維持しようという意欲のもとにいろいろ助けていただいたわけでございますが、高齢化、1年間子供を預かるというたら大変なことでございますから、その山村留学の里親さんがだんだん少なくなってきた、そういうことからこのように決断されたものと、そのように感じております。したがって、町村合併とは全く</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>日和委員 山田（教育長）</p>	<p>関係がございませんし、教育委員会が指導をしたというわけでもございません。</p> <p>それから、あとこの学校の跡につきましては、まだ今から検討委員会を持ちまして、地元の意見を聞きながらできるだけ、いわゆる寂しくないようにというふうなことは考えておりますが、なかなかその点はまだ具体的な案は出ておりませんし、教育委員会もまだ今検討、いろいろなケースを見て検討しておる途中でございます。</p> <p>これでほぼ言ったと思うんですが、越知谷第一小学校は現在62名でございます、子供が。ほで、これ10名、このままいきますと16名ですけど、山村留学がちょっとわかりませんので、10名で72名ですね。一つの大きなメリットは、越知谷第一小学校今2年生、3年生が複式学級でございます。今、2年生、3年生。ところが、越知谷第二小学校に2年生が2名おるんです。これが統合しますと、この複式は解消されます。複式がなくなるわけでございます。</p> <p>大体そういうことだと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。</p> <p>学級単位で子どもは何人おるんでしょうか。</p> <p>単位ね、はいはい。学級でどのくらい人数がおればいいのかという、これはあくまでも私個人的な見解に入ると思うんですが、やっぱり少なくとも学級で10名ないし15名。と申しますのは、1年生と2年生と組む場合はちょっと違うんですが、2年生、3年生以上は隣接の学級で15名以下であればこれは複式になるわけでございますね。したがって、そのあたりが一つの学級の目安じゃないかと私も考えております。</p> <p>それで、今越知谷第二小学校1年生は1人でございます。2年生が2人で3人で授業しとるんですね。これは先生の目がよく行き届いていい。そら、確かにそうなんです。漢字とか、計算とか、そういったことにつきましては大変先生の目も行き届くんですが、ただ思考とか、考えるとか、イメージするとか、そういうことになりますと、例えば1年生でしたら1人ですから、先生と1人でやるわけですし、複式にして3人でしましてもやっぱりそのイメージの幅とか、いわゆる考える質、それがやっぱり決まってしまうんじゃないかと、そういうおそれがございます。もちろん、それに対しては学校もそういうことはわかっておりますので、いろいろ先生が中に入ったり、あるいは視聴覚器材を使ったり、そういう工夫はしておりますけれど、やはり生身の人間同士の切磋琢磨というのは教育には必要であろうと。それが</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 日和委員</p>	<p>大体学級10名か15名でないかと、これは私の判断でございますが、そのように考えます。</p> <p>日和委員、どうぞ。</p> <p>大河内の日和です。どうもありがとうございました。</p> <p>最後の点につきまして、10名から15名、1学級10名から15名ですから、小学校で言えば60名から90名という規模が妥当ではないかというお考えですね。</p> <p>実は、私も余りそういう点に深くはないんですけども、私の意見としましては、特に100名を限度とするというふうなある記事を見ました。というのは、100名限度とするという考え方は、これは世界保健機関ですかね、WHOですかね、ここが言ってる報告のようでありまして、これは世界的なことですから、例えばイギリスのように個人の教育を重視するようなどころなんかも入った数字かとは思いますが、ただそういう報告もされてるということですし、ということから私も今おっしゃったとおり100名限度という、そういう書き方ですけども、200名からプラス・マイナス50という日本の国の方針であれば、その100名を生かして100名プラス・マイナス25ぐらいが適当な人数かなあというふうに考えておりまして、ちょうどこの人数が74名か75名かになられるそうですので、これが今後1年なり、3年なり、5年なり、ずっと実績を積まれて結果的にそれがどう成果があったのかという、そういう結果を見たいなあ、また報告があったらお願いしたいなあというふうに考えております。本当にありがとうございました。</p>
<p>小寺（議長） 村田（教育長）</p>	<p>それでは、村田教育長。</p> <p>失礼します。今、山田教育長さんがおっしゃったところも一つのご意見であり、見識であろうと思います。適正規模と申しますと非常に幅が広がりますが、今全国的に少子化の進行で、都会にしても、田舎にしても、学校統合が進んでいる状況でございますが、そのいゝるなところにタッチしております早稲田大学の下村哲夫という教授がございまして、その人は一つ今の日本教育界のオピニオンリーダーでございます、その人の意見ですと今日和さんおっしゃいましたように200名プラス・マイナス50というところを言っているわけでございます。それはどこら辺かといいますと、校長、教師が全校の児童・生徒の名前と顔の一致できる範囲という、そういうことを基準にして言っているわけでございます。これも一つの基準であろうと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>多田委員</p>	<p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>副議長。</p> <p>神崎の多田です。</p> <p>通学バスの関係なんですけども、大河内町につきましては、今現在4キロ以上の中学生は町費負担ということですが、神崎町は6キロ以上を一応バス通学という形にしております。これを統合した当時、これ地方交付税の基準財政需要額で、6キロ以上の通学生には基準財政需要額で見てもらえるというようなものがあつた。これを基礎にされたと思うんですけど、この大河内町の例によるということは、神崎町通学バス、バスだけでなしに4キロで通学する子供にも補助金が出るのかどうか、その点を一点確認しておきたいと思うんですけども。</p> <p>これはバス通は、6キロ以上ということは変えないのかどうかということですね。</p>
<p>小寺（議長）</p> <p>河野（分科会長）</p>	<p>河野分科会会長。</p> <p>中学生のバス通学の取り扱いですが、中学校の、今例えばご意見の中で4キロを大河内はバス通学の範囲としているというようなご意見ですが、これは先ほどのご質問で小学校の一番、寺前小学校校区では4キロが一番遠方から来ている児童ということで、バス通学の距離ではございませんでして、今のご質問の中でバスの通学区域と定めておりますのは、寺前小学校区を除く校区を一つの範囲と定めておまして、寺前小学校校区外の、小学校の校区で言いますと寺前小学校区を除く校区がバス通学並びにJR通学で対象となる生徒の通学補助でございます。</p> <p>もう少し言いますと、上小田、南小田、それから川上、長谷、この小学校で言う4校区が中学校に進みますとバスなり、JRなりの通学になるということでございます。その通学の支援については先ほど申しましたとおりで、現行をそのまま新町に引き継ぎたいということでございます。</p>
<p>多田委員</p>	<p>だから、神崎町は現在その通学バスは6キロ以上としとんですけども、これはどういうふうになってくるんかという、そこが聞きたいんですけども。南小田小と寺前小の境ということになります、これ4キロですね。</p>
<p>小寺（議長）</p> <p>河野（分科会長）</p>	<p>河野分科会長。</p> <p>それでは、通学費の補助について、少し違う観点になるかもしれませんが、ご質問にお答えしたいと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 多田委員</p>	<p>大河内町では、昭和40年に大河内中学校に統合をいたしました。その統合をした際に、旧長谷の中学校の校区、そして寺前小学校の校区の統合によりまして、バス通学の助成をするということに至りました。通学の範囲については、バス通学の範囲については途中これまで何回か変更が生じて過疎バス対策というような意味で利用者を増やすというようなことで幾らかバスの乗車範囲を、通学範囲を広げたという経緯はございますが、バス通学が始まった経緯としては2校中学校の統合がきっかけでスタートしておりまして、距離によって通学の方法を定めたという経緯ではございませんでして、学校統合の背景がございまして。</p> <p>もう一遍、副議長、質問してもうたらええわ。</p> <p>私が言よるんは、一応参考までに距離が聞きたかったということで、神崎町では最前申し上げましたとおり中学校は6キロ以上を一つの目安としてバス通学を認め、補助を出している。しかし、大河内中の場合は寺前小学校区の通学距離以外、小学校区以外の中学生に補助してるということですね。</p>
<p>河野（分科会長） 多田委員</p>	<p>そうです。</p> <p>それが、一応キロでいけば4キロということになってくるということで、神崎町特に距離でいけば2キロの差があるということなんじゃないんでしょうか。神崎町は現行どおり6キロでいくんだと。大河内中は4キロで現行どおりでいくんだということなのかどうか、そこらを確認したいということなんです。</p>
<p>小寺（議長） 河野（分科会長）</p>	<p>河野分科会長。</p> <p>分科会の協議の内容を先ほども説明しましたとおり、距離による方法の決定ではなくて、今現在の現行、神崎町と大河内町では幾らかバス通学の最短の距離が異なりますが、現行のまま新町に引き継ぎたいということで結論を見ております。</p>
<p>多田委員 小寺（議長）</p>	<p>はいはい。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>奥野委員、どうぞ。</p>
<p>奥野委員</p>	<p>協議次第が非常に多いようなんですが、細かいことはひとつ後から決めてもらうということで、議事進行をスムーズにしていきたいということ、それからや。</p> <p>いや、質問をもっとせえということやったんじゃけども、なるべく的確にやっていただきたいということ。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ありがとうございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>余り今まで質問がなかったもんですさかいね、できるだけ質問もお受けをいたしたいと思って議事を行っております。目標2時間ですけども、議事、議案が多くなりますと到底2時間という時間というのはやはりちょっと超過もするというのも一つご承知おきをしていただきたいと思います。</p> <p>議事進行というご意見がございましたので、どうでございましょうか、ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、ないようでございますので、議案のこの協議第19号につきまして、採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第19号学校教育事業（学校教育関係各種事務事業）の取扱いについて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第19号学校教育事業（学校教育関係各種事務事業）の取扱いにつきましては、原案のとおりにすることに決しました。</p> <p>もう一ついくつもりでおったんですが、多分2時間では無理と思いますので、10分間だけ休憩をとりたいと思います。再開14時40分といたします。</p> <p>午後2時29分 休憩 午後2時40分 再開</p>
小寺（議長）	<p>それでは、時間が来ましたので再開をいたします。</p> <p>続きまして、協議事項に移りたいと思います。</p> <p>協議第20号介護保険事業の取扱いにつきましては、介護保険の分科会会長から説明をお願いいたします。</p>
難波（英）（分科会長）	<p>神崎町健康課の難波でございます。</p> <p>私の方から、介護保険事業の取扱いにつきまして、事務事業調整報告書、これにつきましては、課題、問題点等につきましても前回提案説明をさせていただいております。そういうことから、私どもの方で調整をさせていただきました内容につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>この介護保険につきましては、皆さん方もご承知のとおり、社会全体で介護を支え合うということで、平成12年にスタートした事業でございます。</p> <p>この介護保険事業計画でございますけれども、この計画につきまし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ては、介護保険事業を円滑に運営するための指針といたしまして計画を策定するものでございまして、介護保険法で策定が義務づけられているものでございます。介護保険事業に関しまして、介護の必要な要介護者数や介護サービスの需要量等につきましても見込みを定めるものでございます。なお、この計画に基づきまして保険料を決定することとなっております。現在、第2期の計画に基づき、事業を実施しております。この計画につきましては、そのまま新町に引き継ぐものとしていたしまして、第3期計画、平成18年度からの計画につきましては、平成17年度に策定をする必要がありますが、策定につきましては同一のコンサルタントを採用をいたしまして調整を図ってまいりたい、このように調整をさせていただいております。</p> <p>次に、保険料でございますけれども、この保険料につきましては、3年ごとに介護保険事業計画に基づき決定することとなっております。第2期の計画期間の平成17年度末までは現行のまま新町に引き継ぎまして、不均衡保険料といたします。なお、現在の保険料でございますけれども、1カ月の基準保険料は神崎町2,700円、大河内町2,800円でございます。第3期の介護保険事業計画、平成18年度から20年の計画以降につきましては、新町におきまして算定をいたしまして、同一保険料といたします。</p> <p>次に、介護保険給付費準備基金の取扱いでございますけれども、現在の基金の額は下の表のとおり、神崎町で4,305万7,539円で、65歳以上、1人当たり2万871円でございます。また、大河内町は2,461万6,820円で、65歳以上、1人当たり1万6,633円でございます。両町1人当たりの額は4,238円の差があるわけでございますけれども、この基金につきましては、介護給付状況に応じて運用するものでございまして、合併後の保険料に影響を与えるものでございます。統一保険料を設定するためにも統合するものでございます。</p> <p>以上が、3点、調整をしてまいりました。</p> <p>下の事務事業の現況状況でございますけれども、これにつきまして若干説明を申し上げたいと思います。</p> <p>介護認定審査会、これにつきましては、両町とも神崎郡5町で設置をしております郡の介護認定審査会で共同処理をしているということでございまして、この介護認定業務につきましては、介護保険の利用に際しましての高齢者の介護の必要などを判断をする介護認定を行うもので、要介護認定の手續といたしましては、まず訪問調査員により</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>まず調査によりましてコンピューター分析をしまして、1次判定がございませぬ。その後の専門家で作る審査委員会ということで、この審査委員会を共同で設置をしております、この審査会で高齢者を自立、要支援、要介護1から5の7段階に分けると、こういうような判定をするものでございまして、郡の認定審査会で行っているところでございます。</p> <p>次に、介護保険計画でございますけれども、これは説明申し上げましたように現在では第2期目の事業計画でございますので、平成17年度、年度末まではそのままいくということでございまして、第3期の平成18年からの分につきましては、両町で調整をして計画を策定するというところでございます。</p> <p>次に、保険料でございますけれども、ここで5段階の保険料が設定をされておりますけれども、この保険料につきましては、65歳以上、第1号被保険者、給付費の18%をこの保険料で賄うものでございまして、本人、世帯の住民税の課税、非課税、または所得税の額によりまして5段階に分けられております。それぞれ、この段階に基づきまして保険料を支払っていただいているというものでございまして、神崎町では3段階でございますけれども、これが基準月額が2,700円、大河内町が2,800円でございます。</p> <p>次に、介護保険給付費につきましては、神崎町で4,300万円余りと大河内町で2,460万円余りということで、準備基金が上がっておりますけれども、これには差異がございまして、合併時には統合をするというものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がございました協議第20号介護保険事業の取扱いにつきまして、委員の皆様方、ご意見、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>ございませぬか。</p>
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見がないようでございますので採決に移りたいと思っております。協議第20号介護保険事業の取扱いに賛成の方は挙手願います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第20号介護保険事業の取扱いにつきましては原案どおり可決されました。</p> <p>続きまして、協議第21号福祉関係事務事業（その1）保育所関係</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
佐古（分科会長）	<p>事務事業の取扱いにつきまして、保育所の分科会会長から説明をお願いいたします。</p> <p>佐古分科会長、お願いします。</p> <p>大河内町の住民課の保育所分科会会長をしております佐古です。どうぞよろしくお願いします。</p> <p>保育所関係におきまして、保育所の事務事業の取扱いということで、まず保育料の徴収金額が違うというところが問題になっております。</p> <p>お手元の方の資料の中で、2ページの事務事業現況比較表というところで、神崎町は第1階層から第7階層までございます。ところが、大河内町におきましては、第1階層から第10階層までございます。ここで差が生じておりますのは、神崎町の第2、第3階層に対して、大河内町は第2から第4階層まで入っております。</p> <p>次に、その下でございますが、神崎町と大河内町の違いは、ここで、いわゆる所得税が6万4,000円未満というのが大河内町でございまして、神崎町の場合は第4階層において8万円未満ということで、神崎町の第7階層につきましては51万円以上で、大河内町の第10階層が40万8,000円以上ということで、ここでのいわゆる階層の区分が違っているというところが問題ということになっております。</p> <p>次、ページをめくっていただきますと、国の基準というところがございます。国の基準におきましては、第1階層から第7階層、いわゆる神崎町方式の7階層区分をされております。ところが、違うところは、大河内町が、今度は国の第4階層6万4,000円未満というところから第7階層の40万8,000円以上、ここについては、大河内町はそのまま国の基準を用いております。月額徴収金額については、当然国の基準を下回るものということになっておりますが、ここでこの問題が生じております。</p> <p>次に、保育料の徴収方法でございますが、神崎町におきましては、現金納付ということで直接保護者の方が保育所に持っていかれる。そして、大河内町の場合は、口座引き落としということで、いわゆる納付方法が違うというところが問題及び課題ということになっております。</p> <p>これらの問題点、課題につきましての調整方針ということで、分科会としては、一般分の徴収金の基準額及び階層区分については、年度途中ということになりますので、当然ながらここで改正をしますと、</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>それぞれの保育所での保護者の負担が変わってくるということでございますので、この保育料の変更を行わずに、平成18年4月1日から一元化、統一するようということで調整をいたしております。</p> <p>次に、保育料の徴収方法につきましては、現在のところその納付方法が2通りあるわけでございますが、この納付方法についても新町発足までには調整をするということで、分科会の方では調整方針として上げさせていただいております。</p> <p>以上が保育所関係の問題点及び調整方針についての説明とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>保育所関係事務事業の取扱いについて、ご意見、ご質問がありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p>
中山委員	<p>中山委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の中山です。</p> <p>保育園の場合は、神崎町は私立で大河内町は公立なんですけど、そういう面で差があるとか、調整しにくい面とかはあるんでしょうか。</p>
小寺（議長）	<p>分科会会長、どうぞ。</p>
佐古（分科会長）	<p>まず、保育料の関係については特に問題ないんですけども、運営上の問題というところで、当然公立となりますと町営、直営になります。私立になりますと、私、いわゆる社会福祉法人が経営する保育所となります。したがって、例えば園児1人に対する必要経費というものは、公立保育所の場合であれば、当然ながら予算の範囲内で行えると。ところが、私立の保育所であれば、そういった経費がややもすると個人負担に回ってくるおそれがあるといったところが、差が生じてくるのではなかろうかと思っております。</p> <p>あと、保育時間でございますが、神崎町の保育時間につきましては、神崎町は通常の場合、午前8時30分から16時30分、そして大河内町、公立の場合は、午前8時から16時まで、いわゆる午後4時までということになっております。したがって、これは平日でございますが、始まる時間というんですか、園児を預かる時間が30分ずれておるといったところがございます。</p> <p>次に、土曜日でございますが、土曜日につきましては、神崎町の私立の保育所におきましては8時30分から13時30分、大河内町の場合では8時から12時までということで、ここにおいては1時間の差が生じております。したがって、預かる時間は公立と私立の間</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>中山委員 小寺（議長） 中山委員</p>	<p>では多少なりの差が生じております。</p> <p>あと、いわゆる給食の関係でございますが、給食につきましては、神崎町においては学校給食をとられています。大河内町においては、調理師が直接調理をいたしまして、そして配ぜんをするというシステムをとっております。ここが違うところではなかろうかと思えます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>もう一つよろしいですか、中山です。</p> <p>中山委員、どうぞ。</p> <p>例えば、今大河内町の方の事業所に勤めてる神崎町の方が、大河内の方の保育所に預けるとか、その逆とかはできるようになるんですか、そしたら。</p>
<p>小寺（議長） 佐古（分科会長）</p>	<p>どうぞ。</p> <p>措置委託というシステムがございまして、例えば神崎町の方が、勤務先が大河内町であると。そして、その園児を預けるのに、神崎町よりも大河内町の方が勤務先にも近いと、そしてまたその園児を迎えにいくのにも都合がいいということで、その勤務先に応じて措置委託というものができます。その場合には、神崎町から大河内町への保育所、また他町への保育所への入所というものは、それぞれの入所を希望される保育所の管理者の方からの許可があれば、当然ながら入所はできます。</p> <p>以上です。</p>
<p>中山委員 小寺（議長） 佐古（分科会長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>新町の場合、どないなるんや。一緒に合併して、一つの町なるんやで。</p> <p>新町におきましては、これは一つの町で、私立の保育所と公立の保育所でございますので、本人が希望する場合は、措置委託とか一切関係ございませんので、どちらの保育所でも行けるということになります。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ご意見がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第21号福祉関係事務事業（その1）保育所関係事務事業の取扱いについて、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>挙手全員であります。よって、協議第21号福祉関係事務事業（その1）保育所関係事務事業の取扱いにつきましては原案どおりするこ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>とに決しました。</p> <p>続きまして、協議第22号新町名称募集要領（案）について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長、どうぞ。</p> <p>それでは、協議第22号新町名称募集要領（案）につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>本協議項目につきましては、前回6月30日の第6回当協議会におきまして、立石委員長の方から第1小委員会の報告ということで、新町の新しい名前をつけるための募集要領の案というものでご報告をさせていただいたと思います。今日は、それを当協議会におきまして協議事項としてご提案をさせていただいております。</p> <p>資料を1枚めくっていただきまして、募集要領の案ということで、前回と同様でございますので簡略にご説明申し上げます。</p> <p>1につきましては、募集の範囲。2は、募集の周知方法。3につきましては、公募の期間。この公募の期間につきまして、下の米印でございます、条件が整った段階で公募をするというわかりにくい説明書き、注釈を入れておりますけれども、これが当初大河内町長の方からお話があった期日の問題、また新町建設計画の問題、そういったものとの整合性という含みがございましたので、こちらの方を空白にさせていただいております。4点目には、応募の方法・応募先。5点目に、応募の条件。そして、6点目に記載の内容。そして、7点目には選定の基準。裏、行きまして、8点目に選定の方法ということで、第1委員会の方で各委員が絞り込みを行い、最終的に当協議会の方で5点程度の新町の名前をお出しして、当協議会の中で最終決定をしていただくというふうな選定方法にいたしております。そして、9点目には公表。10点目にはその他、といった形での実施要領の案を、前回ご報告をさせていただいたとおりでございます。</p> <p>そして、右側の方には、これもあくまでも案という形で、チラシを入れた場合にはこういった形で、神崎町、大河内町両町に住所を有する方に折り込みを入れさせていただきまして、裏の方にはいろいろ、先ほどの要領に基づきますところを記載をさせていただいて、これらにつきましては、条件整備がすべて整った段階で空白の応募期間のところ日にちを入れさせていただいて公募をかけるというふうにさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
高内委員	<p>説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思います。</p> <p>高内委員、どうぞ。</p> <p>大河内の高内でございます。</p> <p>公募期日の日付が空白になっておりますが、条件が整った段階で公募をするということであるんですけれども、合併の期日もまだ空白状態でありますし、またこのようにして公募日を決めてないという、ちょっとこの辺は、要領を出すについてでも、もうちょっとそういうものは整うてからでもええんじゃないかと思うんですけども、これは。それでなかったら、何でこない期日が入れられないんか、そこをもうちょっとしっかり説明してもらわんと、また合併期日と同じようにずるずるずるずるとなっていく、そうすることによってまたいろいろな、抽象的に物事が走って行って、また要らんことが聞かれるようなことになるんじゃないかとも思うんで、その辺、もう少し、何でこう。条件が整った段階で、どの段階でできるんか、それちょっと説明願います。</p>
小寺（議長） 浅田（事務局）	<p>浅田次長、どうぞ。</p> <p>先ほどの高内委員さんのご質問に対する回答になるかどうかわかりませんが、大河内町長が合併の検証という意味の中に、協議会の中で合併を検証していくということも言われておりますし、いわゆるこういったものを日にちを入れてしまって、前回も新聞報道などで、新聞は簡略、明確に、そのものが決定になったというふうなとらえ方をされるという部分もございますので、本日は上野町長がごあいさつでも申し上げられましたような、この7月末、また小寺議長が8月に、合併期日も含めた提案をするといったというふうなことも言われておりますので、そのあたりで合併のこの新町名称に係る募集期日も入れてこられるのかなというふうな思いは持っております。</p> <p>しかしながら、いつでもこういったものがすぐに新聞報道、またいろんなもので出せるように、実施要領の大枠の案だけは決定をしておきたいという思いがございまして、本日協議事項として上げさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長） 高内委員	<p>高内委員。</p> <p>そら、初めにそういう抽象があったからわからんこともないですけども、しかしながら、いつそれが整うんか。シミュレーションの見直しとかというて言われても、また出たときに、またそれが、ほんなら</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>自分が思うとるもんが出るんかどうかわかりませんが、もしそれが出なかったら、また次の段階に延ばすとかというて、ずるずるずるずると自分の意見でこういうもんが延ばされるということは、委員会がやっていくについても、いろいろなことが私は不安視をしていかなあかんしするんで、やっぱりこういったもんはちゃんときちっと明記して、それでやってもらわんと、これはこの前の委員会で、説明で、大枠これと同じことをしておられるんやったら、こういう公募ができるという時期にかけられて、そしてこれを了承していただいたのがいいんじゃないかと思うんですね。こういうもんを、こうして、こういうことを入れて、抽象で入れて出すと。やっぱりいろいろと、委員さんの中にもいろいろな思いの方もあろうかと思うんで、その辺はやっぱり協議会の中でもしっかりとしてから出していただきたいと、このように私は意見として言っておきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>今、ちょっと副議長とご相談をさせていただきました。</p> <p>日付の空白の問題ということで高内委員の方からご意見等が出ております。多分、この日付の空白の問題につきましては、合併目標期日が決定いたしますと、それにつれ、当然この空白の部分が埋まって、正式に名称が募集にかかるというように思っておるわけでございます。</p> <p>高内委員さんの意見としては、できればこれが入ったときに提出をして皆さんのご意見をというご意見でございましたんですが、委員の皆さんにお聞きをいたしたいと思いますが、今日ここで承認をしていただいても、多分事務局の考え方としては、合併期日が決まらなると当然この名称は入れられない、当然募集もできないというような格好になるんだと思うんですが、これが入れられるまで待って、そのときに皆さんのご承認を得るのがいいのか、それとも、本日協議として提出をされておりますので、この場において皆さんの賛否を問うのがいいのか、ちょっと皆さんのご意見がございましたらお聞きをいたしたいと思いますが。</p> <p>そのほかに、これに対する取扱い方について、ご意見がございましたらお聞きをしたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>松原委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の松原です。</p>
松原委員	

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>正城委員</p>	<p>この問題につきましては、小委員会でもいろいろもんで決定したものでありますので、日にちが決まらなくても、これは議題として取り上げて賛否を問いたい、そういうふうに考えております。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>正城委員、どうぞ。</p> <p>大河内の正城です。</p>
<p>小寺（議長）</p> <p>足立（会長）</p>	<p>私も小委員会でこの前いろいろと検討して、もうこれだけのことが決まっているんですから、先々押し迫ったこともいろいろありますし、決まったことから一応決定かけてじゃないか、審議していただいて、日付はいつでも決まり次第入れられると思いますので、その方向にしてもらった方がいいんじゃないかと思います。</p> <p>ただいまは、ちょうど新町の検討の第1委員会に所属をされている2名の委員さんからの発言でございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>提案者であります会長よりお願いいたします。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>それでは、高内委員さんからお話、ご提言は、できるだけ早くしっかり決めよというご提言ではないかなと、このように思います。したがって、小委員会で十分検討させていただいております。また、最初に上野町長からお話がありましたように、8月の末には電算の問題で契約の議決提案をさせていただかなくてはならない、していただかなくてはならないという時期が参っております。したがって、8月中には合併の期日の決定はしていただけるであろうと、このように思っております。</p> <p>今回につきましては、このような状況で、不備ではございますけれども、完全ではございませんけれども、何とかご理解をお願いを申し上げたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ただいま、会長であります提案者からもご意見が述べられました。</p> <p>高内委員さんの意見もありますが、特に審議をされております小委員会の方々のご意見が2名、また会長からの意見もありますので、議長といたしましては、協議事項として提案をされておりますので、本日皆さんの賛否を問いたいと思います。</p> <p>それでは、ここで採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第22号新町名称募集要領（案）につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>挙手多数であります。よって、協議第22号新町名称募集要領</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>（案）について、原案どおりとすることに決しました。</p> <p>続きまして、協議第23号新町建設計画（その1）につきまして、事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第23号、資料の6になります。</p> <p>新町建設計画（その1）について提出する。平成16年7月17日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>これは、当協議会の合併協定項目の6番になってございます。そして、この新町建設計画につきましては、これまで7回の第2小委員会という形の中でやってこられました。</p> <p>そして、資料に、本日配付をさせていただいております、1枚おめくりいただきまして、目次という中に、新町建設計画の全体像というんですか、目次が入っております。序で計画策定の方針がございまして、6項目、大きな柱といたしまして、新町の現状、そして2点目に合併の必要性、3点目に新町建設の基本方針、新町における主要施策、5点目に公共的施設の統合整備、6点目に財政計画と、これらがすべてでき上がりまして、新町の建設計画という形で、県を通じ、国の方に提出をされるというところでございます。</p> <p>これまで新町建設計画の方では、両町の現状というものにつきましても議論をいただきまして、いよいよ核心に入ります両町におけますまちづくりの課題、そして合併の必要性、新町建設の基本方針といった部分に触れてまいりました。これらにつきましては、5月14日のワークショップ以降、第2小委員会の方で精力的に取り組みをいただきまして、5月30日、6月16日、そして7月3日という形でやっていただいたところでございます。</p> <p>少し資料の中身、ご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>下の方にページ数が大きく打ってございますので、そちらの方でいつまでご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、ページ数にいたしまして24ページに、まちづくりの課題ということで、新町の現状とこれまでのまちづくりの方向性を踏まえ、新町における今後のまちづくりにおける課題、対応、こういったものがあるというふうな部分から検討を重ねてまいっております。</p> <p>まず、1点目には、自然環境と調和した地域産業の振興という中で、大きな柱といたしまして、自然環境の維持管理ということで3項目、そちらの方に掲載をさせていただいております。これらにつきましては、その下に四角の括弧で囲んでございます。1点目には、物質的な豊かさから心の豊かさが求められている中で、豊かで美しい自</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>然が有する価値や機能を再認識し、さまざまな主体による保全と継承、さらには多様な活用のあり方を検討していく必要がありますといった、こういった形で課題点をたたいております。</p> <p>その大きな項目の2つ目といたしまして、第1次産業の振興・担い手の確保ということで、農林業部門につきましての課題といったものにつきまして書いてございます。</p> <p>3点目には、新たな基幹産業の育成というところでございます。</p> <p>そして、4点目には、観光資源の魅力化や連携による交流の促進というところでございます。</p> <p>そして、2つ目には、25ページの方になりますけれども、豊かさ・生きがい・安らぎが感じられる生活環境の創造といったことで上げさせていただいております。</p> <p>こちらの方では、1つ目に、高齢者が生きがいを持って生活し続けられる環境づくりといったものについてはどういう整備を行う必要があるのかといった部分をそちらの方で提言をさせていただいております。</p> <p>そして、2つ目には、若者層の定住を促進する環境づくりといった部分での項目をくくっておるところでございます。</p> <p>そして、26ページに入りまして、3点目に、すべての人の安全・安心の確保と、いわゆる救急・防災体制、そういったものについてはどういう課題がある、そしてどういう取り組みが必要なんだということを提起させていただいております。</p> <p>そして、大きな柱の3つ目といたしまして、地域への愛着を持ち、地域社会をともに支える人づくりというテーマに基づきまして、1点目に、地域社会での生きがいを育む生涯学習・スポーツ活動の促進。</p> <p>2点目に、住民の主体的なまちづくりへの参画ということを上げさせていただいております。</p> <p>そして、27ページでは、子どもたちの教育に係る学校・家庭・地域の連携といったところで柱をくくらせていただいたところでございます。</p> <p>これらの課題につきまして、これまで第2委員会の方で、ワークショップ等を踏まえ、意見交換会をしていただいたというところで、課題を整理をさせていただいたところでございます。</p> <p>そして、2つ目に、28ページになるんですけれども、合併の必要性ということで、第2小委員会の方でいろいろ議論をいただいたところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>まず、合併の必要性・社会背景というところなんですけれども、皆様方もご存じのように、今、我が国の多くの自治体では、こういった人口減少や少子・高齢化に伴う地域の活力の低下、産業の低迷、いろんな問題、大きな課題に直面をいたしております。あわせて、地方分権といったことが実行をされる段階に来ておる中で、これらのさまざまな課題に対して、市町村の自主性、主体性のもとに対応していくことが求められておるところでございます。あわせて、町長の冒頭のあいさつにもございましたように、国の厳しい財政事情、三位一体の改革といったものが出ておりますので、そういったものも踏まえ、十分に検討をし、両町が合併を行う背景を示したところでございます。</p> <p>これらにつきましては、4つの大きな項目でくくらせていただいております。</p> <p>まず、1点目が、地方分権社会への対応というところでございます。この地方分権ということが、よくテレビとか新聞、そういったことでよくお聞きになると思いますけれども、これは平成12年4月に地方分権一括法というものが施行をされております。これは、それまで国に1,700ほど法律があるんですけれども、そのうちの約475本をそれぞれの県なり市町村に回そうと、国で集中しておるそういった事務や権限や財源を県や市町村に移し、住民とそれぞれの町で考えてやっていきなさいよということが盛り込まれた法律でございます。そういったことが12年4月から出てきておりますので、これらへの対応ということで、合併の必要性という中で1項目で上げさせていただきます。</p> <p>2点目には、広域的課題への対応というところでございます。両町は、兵庫県のほぼ中央部に位置をいたしておりまして、市川及びその支流沿いに広がっております平地部で地理的につながっており、これまでも神崎郡という、両町は一番北部に位置するんですけれども、そういった中でJR播但線、播但連絡自動車道路、そういった交通条件の整備によるもので、文化、経済、さまざまな面で深い結びつきを持っており、生活圏の一体化が強まっております。また、行政関係におきましても、消防、ごみを初め、さまざまな分野で協力し、広域的に取り組んで効率的な行政を行ってきております。しかしながら、さらに共同で取り組むべきものの中には、自然環境、また地域産業、観光・交流の促進、こういった新たな課題が出てきておりますので、こういった新たな広域的な課題に対応するために合併の必要性がありま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>すよということで、2点目に上げさせていただいております。</p> <p>3点目には、よくご存じの少子高齢化、人口減少への対応というところでございます。両町とも、高齢化率につきましては県平均を大きく上回っておりまして、平成16年2月段階では、県平均が18.7%に対し、神崎町が25.2%、大河内が28.5%ということで、県内でも高齢化率の高い地域でございます。こういった少子・高齢化という問題とあわせまして、人口減少への対応、こういったことから、やはり地域コミュニティの強化、基幹産業の育成、こういったものに主体的に取り組んでいく必要があるというところで、3つ目に合併の必要性として上げさせていただいております。</p> <p>そして、4点目には、何といたしましても厳しい財政事情の対応でございます。両町におきましては、やはり人口がこれから減ってまいりますので、そういった中で、少子・高齢化ということとあわせまして、やはり自主的な財源というものが余り大きく増加することが見込みにくい状況でございます。そういった反面、国の方でも大変700兆円という厳しい財政状況でございますし、国、県、または市町村におきまして行政経費の削減、またいろんなことに対応しなければいけないという部分で大変財政状況が厳しいということでございますので、そういった基礎的な自治体ということも法律では明記をされておられませんけれども、人口基盤、約1万人とか、そういったことも水面下では出ておりますし、やはり交付税とかいろんなものへの影響ということも考えながら、この厳しい財政状況への対応ということで4つ目に上げさせていただいております。</p> <p>29ページの下の方には、ちょっと小さくて見にくいんですけども、今よく言われております三位一体の改革というものの主な項目だけ上げさせていただいております。国から地方への税源移譲、国の補助金の削減、地方交付税の見直しというものがあわせもって三位一体の改革というふうに言われておるところでございます。</p> <p>そして、30ページ、31ページにおきましては、これらの合併することにより効果と課題ということで上げさせていただいております。</p> <p>まず、1点目が、観光・交流の促進が期待をされるということで、それに対する考えられる効果と、効果を発揮するための課題というふうな分析をいたしておるところでございます。</p> <p>2点目には、農林業に係る広域的な取り組みの促進や、新しい産業の創造が期待されますということで、同じく考えられる効果と、発揮</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>するための課題という形に分けております。</p> <p>31ページの方では、3点目に、コンパクトなまちの形成による効率的な公共投資、効果的な人員・施設配置が可能になりますというところでございます。</p> <p>4点目には、規模の拡大や集落の再編等により、地域社会を支える自立心の高い人材・組織の育成が期待をされますということで、合併の効果と課題というところで、こういうくりにさせていただいております。</p> <p>そして、32ページからは、3つ目の課題でございます新町建設の基本方針というものを上げさせていただいております。</p> <p>32ページの方は、新町の将来像ということで、現状をいろいろ地域の特性、そういったものを把握する中で対応が求められておる課題、特に自然環境、少子・高齢化、そういったものの特性と課題、そして合併をした場合の効果といったものをこういうふうにくくっております、新町の将来像の案といたしまして、「ハートがふれあう住民自治のまち」というふうな一つの大きなスローガンを持ったところでございます。</p> <p>33ページの方に、「ハートがふれあう住民自治のまち」ということで少し文章を書かせていただいておりますので、地図がございまして、兵庫県のほぼ中央部に位置をいたしております2町、これを少し形どってみますと、ちょうどハート型のようになります。そして、このハートという文字の中には、やはり心臓、そして心、感情、愛情、恋心というふうな言葉の解説がございまして、ハートは心や愛情を意味する言葉であり、また心臓という意味から生命や循環といった言葉が連想をされますというところで、「ハートがふれあう住民自治のまち」というふうな大きな項目の案にさせていただいております。</p> <p>そして、34ページでは、これらの「ハートがふれあう住民の自治のまち」の中で、じゃあどういう目標を持つんだということで3つ上げさせていただいております。1点目が、「愛・やさしさ」、子どもからお年寄りまで、豊かな愛情・やさしさにつつまれるまち、というところでございます。2点目の目標として、「命・いきいき」、自然の恵みと共に生き、力強い命の躍動・活力をはぐくむまち。3点目には、「心・ふれあい」、住民どうしの顔が見え、人と人との心のふれあいが生まれるまち、ということで、3つの目標を掲げ、それらに対して、去る7月14日にワークショップという形で取り組みをしてい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ただいたところでございます。</p> <p>それから、35ページの方では、新町の都市構造図と申しますか、こういう形で図面を落としまして、北は但馬、東は北播磨、丹波地域、西は宍粟の西播磨を中心とした森林文化、南は瀬戸内海、そういう形でのいろんなつながりと言いますか、連携をする際の図示をこういうふうに落とさせていただいたところでございます。</p> <p>36ページには、少し見にくいんですけども、それぞれ新町に、2つの町が一つになった場合のいろんなゾーン設定と言いますか、街なか・交流、自然・交流、暮らし・産業。拠点としまして、住民サービス、地区サービス、観光交流拠点、こういった現存しますいろんなゾーン設定をし、なおかつその中にそれぞれの拠点の設定をさせていただいております。本来は、色刷りのカラーでお出しすればいいんですけども、ちょっと経費を削減しておりますので、白黒にさせていただいております。こういう形で新町の地域構造といったものにつきましても検討をさせていただいております。</p> <p>それから、37ページから39ページにつきましては、両町の新町の将来的な人口の見通しというところでございます。</p> <p>37ページでは、合併後、15年後の人口は1万1,300人を下らないように努めまして、極力目標値に近い1万2,000人というものを、現実味を帯びた数字を目標値として設定をさせていただいております。世帯につきましては、合併後10年で4,240世帯、15年後で4,360世帯になると、今の計算をしますとこういう形に予測がされるところでございます。</p> <p>そして、40ページには、冒頭の報告で申し上げました新町における主要な施策、先ほどの3つの目標に基づきます目標、柱、そしてさまざまな主要施策のキーワードがあるんですけども、こういったものに基づきながら、14日にワークショップを1日かけていただきまして、次回、8月5日にこれらをまとめたものを第2委員会の方で検討をいただくということにさせていただいております。</p> <p>これまで、当協議会にはこの建設計画の部分部分をお出しをしておりますので、こういった形でまとめて提出するのは本日が初めてでございます。その辺もあわせまして協議の方をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
松原委員	<p>ただいま説明をしていただきました。 ご質問、ご意見をお伺いいたしたいと思います。 松原委員、どうぞ。</p>
足立（会長）	<p>この新町計画につきましても、先ほど高内さんがおっしゃられたように、新町の募集と同じことで、こういう、もっと詳細に入ったこの計画書を進めていくためには、合併を両方するということが決定しないと、こういうもんをまた検討しても、先ほどの同じような話になってしまうんじゃないかと心配するんですが、いかがでしょうか。</p>
小寺（議長）	<p>じゃあ、私からお答えさせていただきたいと思います。 確かに、おっしゃることもわかるわけでありませぬけれども、しかし新町建設計画につきましても、シミュレーションとあわせてそれぞれの地域説明ということもございませぬし、本庁協議ということもございませぬ。それが決まってからこれをお願いしておったんでは、とても期日には間に合わないという状況がございませぬ。したがいまして、小委員会でも精力的に新町の建設計画につきましてもご審議をいただいておりますので、そのようなことでご決定をいただきたいと、このように思います。</p>
上垣委員	<p>はい、どうも。 ほかにございませぬか。 上垣氏、どうぞ。 大河内町の上垣です。</p>
小寺（議長）	<p>ちょっと確認をさせてほしいんですけども、私、合併小委員会の2部、第2小委員会の方に参加してあるんですけども、前回、7月3日のときに、同じ内容の項目についていろいろと協議をしたんですけども、そのときに特に私の方からは質問はしなかったんですけども、後から一応この内容を見ておりますと、合併の必要性の部分について、特に2町間の合併についてという具体的な項目等がほとんどどうたわれてないというような気がしてございませぬし、そういう中で、今回協定項目の中で合併の必要性ということで一くくりで上げられておるの、後、今後、この必要性の部分についてこれで終わりなのかどうなのか、その辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。</p>
浅田（事務局）	<p>浅田次長、お願いします。 私どもも決してよそのまねの新町建設計画をしておるわけではなく、当協議会におきましては両町6名ずつの委員さんに出させていただきました、当協議会の委員さん16名プラス12名、28名でやっております。あわせまして、前回も出たかもわかりませぬけれ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 上垣委員</p>	<p>ども、7月14日のワークショップでも、どうせ作っても絵にかいたもちなら作らない方がいいん違うかというふうな声も出ましたので、そのあたりはできるだけ主要施策につきましても実現可能なもの、そういったものが言葉でうまくのせられなくても、そういう実現可能な、一つでもできるようなものをきちっと明記すべきだといった声もワークショップで出ておりました。</p> <p>先ほど、上垣委員さんの方から出ておりますご質問の合併の必要性、これにつきましては、小さな部分ではたくさんわかるんですけども、大きな部分でくくりますと、やはり地方分権、広域的な行政、それから財政の問題、少子・高齢化、そういったものが現在の我が国の一番大きな、いわゆる合併というものに進んでおる一つの大きな最終の要因かなというふうに思っておりますので、私どもがコンサル業者と調整する中におきましても、最終的にはこの4項目で必要性というものをくくったところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>上垣委員、どうぞ。</p> <p>お尋ねしますけども、今後出てくる問題について、いわゆる基本線は、一応どの地域、どの県だって、こういうストーリーで、恐らくそれが必要性だろうという感じはしないではないんですけども、いろいろと2町間で、調整を含めて非常に濃い問題が出てこうかと思いません。いわゆる純粋な必要性等について、だから今後そのことについて、その都度十分協議を図っていかれるという考え方があるかどうか、事務局の方に再確認させていただきませんか。</p>
<p>小寺（議長） 浅田（事務局）</p>	<p>浅田次長。</p> <p>これまでもご説明させていただいたかとも思いますけれども、本日も後ほど提案で8件という形で事務事業がたくさん出てまいっております。その中でも、特に両町においてそれぞれの町に単独でしかない部分、これなどにつきましては、やはり事務事業の調整の中でもかなり議論をしていただいております。しかしながら、単町にありながら今の現状から、財政的な、将来的な運営状況を見て、単町であっても、合併をした場合でも、そのままいけるのかどうかといったところの議論までしていただいた中で当協議会の方にお出しするようにいたしておりますので、この新町建設計画の中には小さな道路整備とか河川の工事、また箱物、そういったものまですべて網羅して一つの計画になるかといえは、それは恐らくそういう形ではないと思いますけれども、そういったものは別冊で実施計画とか、そう</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>いったものが新たにできるというふうにご判断をいただければと思います。</p>
小寺（議長）	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>この問題につきましては非常に重要な問題でもございますので、ご意見、ごいませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>特にご意見がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第23号新町建設計画（その1）につきまして、賛成の方は挙手を願います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手多数であります。よって、協議第23号新町建設計画（その1）につきましては、原案どおり可決しました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>再開は3時55分とします。</p> <p>午後3時42分 休憩</p> <p>午後3時55分 再開</p>
小寺（議長）	<p>それでは、時間が参りましたので、再開をいたします。</p> <p>引き続きまして、次は提案事項に移ります。</p> <p>今回は、提案第14号から第21号までの8件の提案がされております。それぞれの提案事項は、次回に協議事項として提出の予定ですので、今回は一括して事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長、お願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、ただいまから提案第14号から第21号まで8件、これご提案させていただきますので、次回の協議事項ということになりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>まず、提案第14号その他事務事業ということで、（その1）交通基盤整備事業の取扱いについて提出する。平成16年7月17日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>本項目につきましては、合併協定項目24-17に該当いたしまして、その他事務事業ということで、交通基盤整備事業の取扱いについてでございます。資料は1枚でございますので、裏の方を見ていただきたいと思ひます。こちらの方の、特に事務事業の主な項目につきましてはバスの関係並びに公営の駐車場、この2件でございます。</p> <p>まず、バスにつきましては、皆様方ご存じのように、現在神姫グリーンバスという形で両町それぞれ走っておるわけなんですけれども、</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>交通弱者の足の確保と、また地方バスの自立という目標がございまして、現在地方バスと公共交通維持確保対策補助金交付要綱、大変長い名前なんですけれども、両町とも赤字路線といったものにつきまして補助をさせていただいておるところでございます。バスなどにつきましても、将来的に廃止といったようなことも想定ができなくはないんですけれども、現状も赤字路線というものに対して補助をいたしておるところでございます。</p> <p>この補助につきましては、国、県の補助がございましてけれども、両町とも国の基準に該当する路線はございません。したがって、県の生活交通路線の補助対象路線になっておりまして、神崎町では4系統、大河内では2系統でございます。そちらの方に補助金の額が書いてございますように、神崎町が195万5,000円のうち約2分の1の97万7,000円、大河内町が148万9,000円、うち県補助金が約2分の1の74万4,000円というふうになってございます。また、町の単独補助といたしまして、神崎町が1系統で227万4,000円、大河内町が2系統で251万1,000円を補助しております。</p> <p>今後におきましても、バス利用者の増加がなかなか見込めない現状ではございますけれども、先ほど教育の問題でも出ておりました、やはり通学といった問題が両町におきましても大きな問題でございますので、また高齢化という問題とあわせて、交通弱者の足の確保といった問題につきましては、両町適切な対応をしていく必要がございます。</p> <p>そして今回、このバス対策の中には神崎町で現在運行されております「大空」、この問題につきましてはこちらの方で検討いたしておりません。「大空」につきましては、その出発運行の基本が健康福祉といった部分から入ってございますので、住民生活といった方でこの「大空」のバス問題につきましては協議会の方に提出をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>もう一点の公営駐車場につきましては、神崎町にはございません。大河内町のみ該当いたしておりまして、大河内町のJRの寺前駅前の駐車場並びに大河内町の寺前駐車場といたしまして、ルネスのマンションの裏側にございます。その駐車場2カ所がございまして、それぞれ町の商工会並びに株式会社姫路リアルティに委託をいたしておるところでございます。</p> <p>こういった課題、問題点につきまして、調整方針といたしまして</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>は、路線バスの補助につきましては現行のまま新町に引き継ぎをするというところでございます。公営駐車場につきましても、現行のまま新町に引き継ぎをするという調整をいたしたところでございます。</p> <p>それぞれの現況比較表につきましては、バスにつきましては3 - 1、公営駐車場につきましては3 - 2という形で、そちらの方に明記しておりますので、ご確認をいただきたいと思ひます。</p> <p>続きまして、提案第15号、資料8というところでございます。提案第15号につきましては、建設関係事務事業（その1）地籍調査の取扱いについて提出をするということで、平成16年7月17日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋ということでございます。</p> <p>本協定項目は、24 - 11に該当いたします項目でございます。建設関係につきましてもたくさんございますので、こちらの方も（その1）という形でくりをさせていただいております。</p> <p>その中で、皆様方に配付をさせていただいてる資料の一番最後のページを見ていただきたいと思ひます。地籍につきましては、両町に大きな差異と申しますか、差がございますので、そのあたりからまずご説明をさせていただきたいと思ひます。地籍につきましては土地の関係ということで、非常に大切な問題でございますので、こちらの方ににつきましても地籍のみを取り上げて協議会に諮らせていただきたいと思ひます。</p> <p>まず、地籍調査の実施時期ですけれども、神崎町、大河内町それぞれそこに書いてございますように、大河内は昭和47年度に着手をし、56年度に完了をいたしております。そして、すべて登記完了は59年度に終わっておるところでございます。一方、神崎町は60年度に着手をし、平成18年度に完了予定ということで、その登記完了予定につきましては平成21年度ということで、現在されておるところでございます。</p> <p>測量方法につきましても、大変難しいお名前を使っておりますけれども、神崎町は機械測量方式、大河内は平板測量というところでございます。</p> <p>そして、その成果なんですけれども、神崎は甲3、大河内は乙1といったものが書かれておると思ひます。これは、その下にございませうように、辺長10メートルに対して許容できる誤差の範囲と申しますか、それが神崎町の方は非常に高く、10メートルに対して14センチ、一方大河内は10メートルに対して40センチというところござ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ざいます。地籍面積につきましても、100平米に対しまして1.63平方メートル、大河内は2.26平方メートルといった形で、この精度の違いによってこういう許容範囲も違うというところがございます。</p> <p>座標値というものにつきましても、神崎町は有しておりますけれども、大河内は有していないというところがございます。</p> <p>以下、下記のようにずっといろんな違いが、それぞれ着手した年次によって違っておりますので、大きな精度の違いが発生をいたしておるところでございます。そして、現在、神崎町がなされております地籍調査の関係での修正業務の対応なんですけれども、こちらの方は最近やられてる新しい機械測量といったことで、その精度が高く、修正業務はほとんど発生をしていないという現状でございますけれども、一方大河内は三十数年前に着手をし、23年ほど前に終わっておりますので、そういった精度の違いといった問題がございますし、いろんな精度上の違いという不都合が発生をいたしますので、町独自で大河内町の地籍の修正事務取扱要綱というものが定めておられまして、いろんなトラブル防止、住民への信頼という必要性から、要綱を策定されて取り組んでおられるところがございます。</p> <p>また、両町ともそれぞれ耕地部分の地籍調査が完了すれば山林部への地籍調査という計画といたしますが、そういうものがあるんですけれども、神崎町はそのまま引き続き計画をしておられます。一方、大河内につきましては、この山林の持つ機能の管理という面、そういう問題に対応するためには相当な期間、そして財政的な問題、そういったものも含めながら検討中であるというところで、これが両町の大きな現状でございます。</p> <p>これらの大きな違いがある中で、1ページの方に返っていただきまして、3つの調整方針という形で簡単にくくらせていただいておりますけれども、中身は大変重要な問題ばかりでございます。</p> <p>1つには、現在実施中でありまして神崎町の地籍調査につきましては、耕地部の完了まで現行のまま新町に引き継ぐこととするというところがございます。</p> <p>2点目には、耕地部の実施年度の違いから生じてまいります測量精度の差、座標値の有無、測量成果の管理等につきましては、新町発足後早急に調整することといたします。</p> <p>3点目の山林部の地籍調査につきましては、新町発足後において調整することとするということで、地籍関係につきましてはかなりの部</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>分で両町で差異がございましたので、分科会でたくさん何回も寄っていただきまして調整をいただいたというところがございます。</p> <p>それから、提案第16号、資料9でございます。福祉関係の事務事業（その2）ということで、高齢者福祉等の取扱いについて提出するというところで、平成16年7月17日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>提案の第3番目につきましては、いよいよ住民の皆様方に関連をしてみえます福祉という分野でございます。これもすべてではございません。ですから、（その2）という形でくくらせていただいております。</p> <p>まず、1枚めくっていただきまして、大変小さな字で書いておりますけれども、1点目には戦没者に係りますところでございます。戦没者の関係につきましては、遺族会というものがございますので、両町とも遺族会に補助金を交付されております。補助金の額の違いとあわせまして、戦没者の慰霊祭というものが両町実施をされております。神崎町では戦没者慰霊祭は遺族会の補助の中で対応されておりますけれども、大河内町では戦没者追悼式負担金として町が別途負担をしており、相違が見られます。このあたりも政教分離といった形の問題が今後発生するということから、十分な調整が必要かと思えます。</p> <p>また、傷痍軍人会の補助金につきましても、神崎町には補助制度がなく、大河内町は補助を行っており、調整の必要が発生をしております。</p> <p>2点目に、母子・父子福祉関係についてでございます。こちらの中で、特に大きな問題としてございますのは、大河内町におきましては町内在住の母子・父子家庭で高校及び大学、短期大学、高等専門学校に入学をされる者に対しまして補助金を、いわゆる入学祝い金制度として交付をしております。神崎町にはその制度はございません。したがって、これらも検討の必要があるところがございます。</p> <p>ちなみに、この制度は大河内町は昭和52年度からできておりました、高校入学の際、母子・父子家庭には5万円、短大、大学等につきましては10万円という形で、その入学に係る補てんといいますが、いろんな必要経費に充てるために祝い金制度を設けております。</p> <p>3点目に、児童福祉関係についてでございます。こちらの方につきましても、大河内町独自で事業をしております。子供を健やかに生み育てる支援金事業という条例ができておまして、町内在住の第3子以降の子供を対象に、出生時、6歳時、12歳、それぞれ到達時に支</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>援金を支給をしております。この条例は、平成6年4月1日以降から施行されておりました。出生時には20万円、そして6歳達成時には10万円、12歳達成時に20万円、計50万円支援金として出しております。これらにつきましても、神崎町につきましても制度がございませんので、検討する必要があるというところでございます。</p> <p>4点目に、民生・児童委員の関係でございます。民生・児童委員につきましても、国からの委嘱という関係がございますので、委員の定数、そういったものにつきましても慎重に検討する必要があるでございます。あわせて、民生・児童委員さんの中には主任児童委員といういわゆる児童福祉に係る専門の委員さんが両町とも2名ですか、新町発足後の人数につきましても調整をする必要があるでございます。</p> <p>それから、5点目に、在宅介護の分野でございますけれども、この事業では居宅介護支援事業所というものが、神崎町は神崎町在宅介護支援センター居宅介護支援事業所でございます。大河内町は大河内町役場居宅介護支援事業所としてそれぞれが運営をされております。これらにつきましては、事務の効率化を図るために統合する検討が必要でございます。</p> <p>また、在宅介護支援センターにつきましては、神崎町がその方法としまして、福祉・保健・医療を中心とした小規模基幹型という一つのものでございます。大河内町は地域型といいまして、いわゆる関係者が寄って、制度的には同じようなものなんですけれども、少し神崎町の方が基幹型といった形で、医療という部分が大きく加わっておるところでございます。それらにつきましては合併後の役割につきましても調整をする必要があるというところでございます。</p> <p>6点目には、高齢者福祉関係についてでございます。高齢者福祉関係についてのまず長寿の皆様方への祝い金制度について大きな差がありますので、検討をする必要があるでございます。</p> <p>それから、金婚夫婦の表彰式につきましても、大河内町では実施をしておりますけれども、神崎町では実施しておりません。これらについても違いがございます。</p> <p>次に、敬老会事業なんですけれども、大河内町におきましては75歳以上の人数に町から各集落に委託料という形で支払いをさせていただき、各集落で敬老会を実施いただいております。一方、神崎町は平成16年度から廃止という形になってございます。この廃止の裏には、現在高齢者のいろんな在宅介護の事業の中で、ミニデイサービス事業というものが実施をされております。そういったものとの整合性</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>から、敬老会事業、全体でやるにも場所がなく、またいろんな経費の問題からも廃止という形で取り組みをされておるといところで、違いがございます。</p> <p>次に、訪問介護事業所の運営につきましては、神崎町は社会福祉協議会が実施をしており、大河内町は町の直営で設置、運営をしております。調整に当たりましては、社会福祉協議会との協議が必要となっております。</p> <p>最後、7点目に基金についてでございます。社会福祉事業の関係で、それぞれに基金がございます。神崎町は神崎町福祉基金という名前のもとに基金を持っておられます。大河内町は2つございまして、高齢者対策分というものと地域福祉基金の関係で、地域振興事業基金という形で管理をされておりますけれども、額に大きな差がございますので、そのあたりの調整する必要があるといところでございます。</p> <p>これらの福祉の一部なんですけれども、遺族、母子・父子・児童福祉、高齢者福祉、基金という問題につきまして検討をいただいた調整方針ということで、2ページの方に上げさせていただいております。</p> <p>まず、1点目の戦没者遺族会補助金につきましては、新町発足後において遺族会と協議をして決定をしまっているといところでございます。同様に、傷痍軍人会の補助金についても同じ扱いでございます。</p> <p>2つ目の母子・父子家庭での祝い金制度なんですけれども、これにつきまして新町発足までに調整をするといところでございます。</p> <p>3点目の子供を健やかに生み育てる支援金の支給制度につきましても、新町発足までに調整をするといところでございます。</p> <p>このあたりにつきましては、各分科会から出てまいりましたものを幹事会といところで、幹事会としての最終方針を出しておるわけなんですけれども、なかなか議論が進みますといいますが、白熱いたしまして、かなり財政的な問題、それから制度的な問題、いろんな見方からそれぞれの意見がございまして、最終的にはこういう形で調整をさせていただいたといところでございます。</p> <p>4点目の民生・児童委員さんにつきましては、そちらに掲載させてもらっているとおりでございます。新町発足後速やかに調整をいたします。現在、神崎町19名、大河内町17名、計36名になるんですけれども、民生委員さんも3年に一度という任期改選がございまして、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後においては国の配置される基準を参考に、地域の状況等を十分に勘案して、委員数の適正化に向け</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>調整をいたしてまいります。</p> <p>主任児童委員数は現行の委員数、両町とも2名ずつで4人いらっしゃるんですけども、民生・児童委員さんの期間と同様に3年間でございますので、現行のまま新町に引き継ぎ、委員の任期が満了となる平成19年12月までに新たに調整をいたしますというところでございます。</p> <p>5点目の居宅支援事業所は、1事業所に統合いたします。また、在宅介護支援センターについては、中学校区を単位といたしまして2カ所設置ということがございますので、一方を基幹型、一方を地域型という形で取扱いをさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>6点目の高齢者福祉関係ですけども、まず長寿祝い金は新町発足までに調整をいたします。</p> <p>2点目の長寿祝い品、これにつきましては両町ともされておるんですけども、神崎町の例により支給対象を満88歳のみとし、満89歳以上の方には支給はしないと。大河内は毎年88歳以上の方にすべてに祝い品を出しておるんですけども、これを満88歳のみに限定をするというところでございます。</p> <p>3点目の金婚夫婦祝福表彰式につきましては、大河内町の例によってやるというところでございます。</p> <p>4点目の敬老会事業は、廃止をするという方向で調整をさせていただきました。</p> <p>5点目の訪問介護事業所の運営につきましては、社会福祉協議会と協議をし、新町発足後速やかに調整をするというところでございます。</p> <p>7点目の基金の取扱いにつきましては、新町発足までに大きな基金の額の差異がございますので、そのあたりの調整をするという方針を出させていただきました。</p> <p>また、資料の3ページから5ページまでにつきましては、両町のそれぞれの、先ほど申し上げた福祉制度の比較表を添付をさせていただいておりますので、また後ほどごらんいただければというふうに思います。</p> <p>続きまして、提案第17号、資料10なんですけれども、税務関係の事務事業の取扱いについて提出するというので、平成16年7月17日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>資料を1枚めくっていただきまして、本協定項目24-4に該当い</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>たします税務関係の事務事業でございます。</p> <p>まず、課題、問題点といたしまして、税法につきましては両町ほぼ地方税法という国の法律に基づき実施をされておりますので大きな差異はございませんけれども、一部いろんな事務的な中で差異が発生をいたしております。</p> <p>まず、前納報奨金というものについてでございます。前納報奨金、1年の最初にすべて前納される方について報奨制度を設けておられます。これにつきましては、対象税目は固定資産税及び町県民税でございます。この中で、大河内町は支払い限度額があり、神崎町はそういった限度額がございません。ここにまず差異が出ております。また、町県民税の取扱いにおきまして、両町とも普通徴収の方には適用されておりますが、特別徴収の方には報奨金制度はないため、不平等という考え方が出てございます。このあたりが大きな問題というところでございます。兵庫県下の半数の市町におきまして、本制度がないことも含めまして検討の必要がございます。</p> <p>次に、土地台帳、家屋台帳、公図の閲覧についてでございますけれども、これらにつきましては手数料を含め手続関係とも両町とも同様の取扱いをされておるところでございます。</p> <p>それから次に、税関係の証明につきましては、これも手数料も含め、基本的には両町とも同様の取扱いでございます。</p> <p>次に、納税事務につきまして、両町とも皆様もよくご存じの納税組合というものが組織をされておるんですけども、そこに書いてございますような4つの相違点がございます。</p> <p>まず、1つ目が報償金の支払い方法、2つ目に各税金の納付方法、3点目に報償金の交付率、4点目に納税組合の加入率及び組合数、こういったものが相違点としてございます。また、納税組合を組織していることにより、個人個人の税額が他人に知られるという問題が出てまいります。現在の情報化時代、プライバシー、そういった問題も含めた中から検討、協議が必要であるというふうなところでございます。</p> <p>これらを調整いたしまして、まず1点目の前納報奨金につきましては、合併を期に廃止をするということで調整をさせていただきました。</p> <p>2点目、3点目の土地台帳・家屋台帳・公図の閲覧方法、手続及び手数料並びに税の証明の取扱い及び手数料は、現行のまま新町に引き継ぎをするところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>4つ目の納税組合に係る事務の取扱いにつきましては、両町に大きな違いがございます。納税組合を存続させた場合及び廃止という場合も含めて、十分にこの納税組合につきましては時間をかけて慎重に検討して、新町発足後において調整をしてみたいと、いわゆる税の徴収率といった問題が発生をしてみたいので、その辺の問題と、やはり納税組合という問題を十分に時間をかけて議論をしていきたいという調整方針を出させていただいたところでございます。</p> <p>その納税組合等の違いにつきましては、お手元の事務事業現況比較表の2ページの方の真ん中から下の方に交付対象、対象税目、納付方法、報償金の額、納税組合数、納税組合報償金支給額の実績といった形で掲載をさせていただいておりますので、こちらの方もひとつご参考に、次回協議事項として提案をしたいと思っておりますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、5点目の上・下水道関係の事務事業について説明をさせていただきます。</p> <p>こちらの方は、前回（その1）で水道関係をご説明申し上げましたけれども、本日は（その2）ということで、下水道関係の取扱いについて提出をさせていただきたいと思っております。</p> <p>1枚めくっていただきまして、下水関係につきましてもいろいろ問題がたくさんございます。その中でも、特に5項目絞っておりますけれども、まず1点目が合併処理浄化槽の設置整備の事業についてでございます。この合併処理浄化槽につきましては、設置整備補助金という形で、それぞれ両町で補助制度がございましてやっておるんですけれども、その中身について差がございます。合併処理浄化槽は両町とも設置がほとんど完了をいたしております。下水道関係につきましてはほぼ100%に近い数値で、水洗化率も高い数値を示しておるところでございます。国庫補助金につきましても、廃止される方向で検討なされておるんですけれども、今後の設置数ということも全くゼロということではなく、必要に応じて出てまいらると思っておりますけれども、そういった場合の補助基準につきましては、両町に差があるというところが1つでございます。</p> <p>また、その合併浄化槽の管理体制についてでございますけれども、神崎町は個人、管理組合といいますが、個人管理として法定検査の費用を補助しておられます。大河内町はすべて町管理で集合処理区の使用料と同額を各管理組合が徴収して町へ納入しておるところで、大きな差が発生をいたしておるところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>2点目の農業集落排水事業、公共下水道事業、コミュニティプラント事業についてでございますけれども、両町とも整備は完了しており、管理運営につきましても大きな差は発生いたしておりません。</p> <p>次に、3点目に受益者負担についてでございます。両町とも、先ほど申し上げましたように、下水道整備につきましてはほぼ100%に近い完了をしておりますけれども、新規の管路延長等による受益者負担という問題が今後は出てこようかと思えます。神崎町では、ここに書いておりますような生活排水処理施設整備事業分担金徴収条例及び同施行規則を制定されておりますけれども、大河内町では全施設完成をいたしたため、平成13年度に既にこういった分担金というものに係る条例、規則は廃止をいたしております。今後におきましては、国、県の補助事業で新規の管路工事等を施行した場合には、個人から負担金を徴収する必要が生じてまいりますので、これらについて調整する必要が出てまいります。また、新規加入を必要とする場合には、加入分担金として町内全処理区一律で、神崎町の場合は31万5,000円、大河内は35万円を徴収されておまして、こちらの方につきましても差がございます。</p> <p>4点目に、使用料金についてでございます。使用料金については、基本料金は同一なんですけれども、消費税につきましては、前回の水道と同様に神崎町が内税方式、大河内が外税方式という形になっております。また、賦課の徴収事務についても、神崎町は個人賦課とし、毎月個人納付、原則預金口座の振替で町が行っております。大河内は管理組合に一括賦課し、3カ月ごとに管理組合より一括納付という形になっております。管理組合については、神崎町が平成13年4月に解散をされております。一方、大河内は料金徴収及び処理場の草引き等を管理組合に委託しており、徴収手数料を支払っている状況でございます。</p> <p>なお、一般家庭以外の工場、店舗等の人数算定の算出方法にも差が発生をいたしております。</p> <p>5点目に、会計方式なんですけれども、神崎町は水道と同様に地方公営企業という企業会計、これを取り入れられております。一方、大河内町では特別会計並びに一般会計という処理をしておりますので、事業の内容等を十分に勘案して統一することが適当であるという問題が出ております。</p> <p>これらの大きな問題、課題点5項目に対しまして調整をさせていただきました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>まず、1点目の合併処理浄化槽の設置に係ります補助金なんですけれども、新町発足までに大河内町の例により調整をし、浄化槽の管理体制につきましては、新町発足後5年以内に大河内の例により町管理に移行し、集合処理区使用料と同額を町が徴収するように調整をいたしてまいります。</p> <p>2点目の農業集落排水、公共下水道事業及びコミュニティプラント事業につきましては、現行のまま新町に引き継ぎをいたします。</p> <p>3点目の農業集落排水事業等の受益者負担につきましては、補助事業等により工事を施工した場合、受益者負担金を徴収する必要が生じることにより、新町発足後、神崎町の例により速やかに調整をいたします。また、加入分担金につきましては、新町発足までに大河内町の例により調整をいたしてまいります。</p> <p>4点目の使用料は、神崎町方式の内税方式とし、大河内町の例により調整をいたします。また、一般家庭以外の工場、店舗等の算定基準は、新町の発足時までには調整をいたします。賦課の方法、徴収方法及び管理組合等の管理体制については、現行のまま新町に引き継ぎを行います。</p> <p>5点目に、会計方式につきましては、合併処理浄化槽事業を含め合併後速やかに一つの会計になるように、それも公営企業会計という会計になるよう統一をすることで調整をさせていただきました。</p> <p>2ページには合併処理浄化槽の神崎町と大河内町の現在の補助制度、また設置数等の比較表、真ん中から下には農業集落排水、3ページには特定環境保全公共下水道事業、コミュニティプラントと、そして使用料、賦課の徴収する方法、受益者負担、加入分担金、会計方式という形で両町の現況の比較表をつけさせていただいておりますので、また後ほどご一読いただければというふうに思います。</p> <p>続きまして、一気に走りますけれども、提案第19号ということで、慣行の取扱い(その2)ということで、式典、名誉町民、表彰の取扱いについて提出をさせていただきます。</p> <p>これにつきましては慣行ということで、(その1)で既に町のキャッチフレーズとか町の花とか木、そういったものにつきましては出させていただいておりますところでございますけれども、こちらの方では、特に大きな式典、名誉町民、表彰といった問題につきまして提案をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、現在慣行的に行っている式典は、両町とも町制何十周年という記念式典のみでございます、事業内容はほぼ同じでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ただ、開催時期が異なっておるところがございます。</p> <p>2点目の名誉町民制度につきましては、特典・待遇、死亡時の公葬につきましては、両町の内容に差が発生しております。また、合併時において、旧町の名誉町民は新町の名誉町民としてそのまま引き継ぐことが必要であると思います。</p> <p>次に、功労者等の表彰基準につきましては、町政に貢献した者という点では同様なんですけれども、功績内容の細かい基準で差が発生しております。これらにつきましては、合併後に調整をする必要があるということでございます。</p> <p>これらを受けまして、調整方針といたしましては3つございます。</p> <p>まず、1点目に、慣行的な式典につきましては、合併時まで調整をいたします。</p> <p>名誉町民制度につきましては、大河内町の制度を基本に、新町発足後速やかに調整をいたします。また、旧町の名誉町民は、新町の名誉町民として引き継ぐことを経過措置として規定をしております。</p> <p>3つ目の功労者の表彰につきましては、新町発足後速やかに調整をいたしますというところでございます。</p> <p>こちらの方もそれぞれ今まで町制35周年、40周年、45周年という形でいろいろあったんですけれども、神崎は5年前に開催をされております。大河内は10年前に開催という形になっておるんですけれども、それぞれそのとおりに時期的にされてない部分もございます。また、来年は両町とも町制50周年ということになりますので、それぞれ両町でされる場合、また合併とのこういった問題、いろいろ式典に関して出てこようかと思っておりますので、その辺も十分な調整が必要かと思っております。</p> <p>2ページには、それぞれ名誉町民の現況比較表という形でございます。対象者の選定要件、選定の方法、公表、待遇、被表彰者ということで、これまでは神崎町は神崎藤次郎様、大河内では北川浅吉様が、それぞれ両町において名誉町民としてございます。</p> <p>それから、3ページの方では、先ほど最後に申し上げました表彰規程ということでございます。これらを神崎、大河内の比較という形で添付をさせていただいておりますので、また見ていただければと思います。</p> <p>続きまして、提案第20号の住民関係事務事業（その1）ということで、公営住宅の事務事業の取扱いについてご提案をさせていただきたいと思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>1 ページの方を見ていただきたいと思います。</p> <p>両町において、公営住宅法に基づきまして設置をされております。資料 2 の方で、神崎町、大河内町にそれぞれ町営住宅、神崎町ですと柏尾団地、大河内は比延住宅という形で、それぞれ設置をされ、運営をされておるところでございます。この住宅につきましては、公営住宅法という法律に基づきまして、住宅に困窮する方を入居させるため、またそういう町営住宅を設置をされております。現在、先ほど言いました神崎町の柏尾団地、大河内では比延住宅という形で設置をされておりますけれども、この両町におきましてそれぞれ入居をされる方の募集をした際の選考する委員さんについて若干違いがございます。</p> <p>資料 2 ページの方の町営住宅に係ります入居者の選考委員会のところで、神崎町は委員さん 6 名で、助役さんを筆頭に各担当課長さんを初めとする課長さんレベルでの構成でございます。一方、大河内は大河内の議会の産業建設常任委員さんの委員をもって町長が任命をするという形の構成になっておりまして、こちらの方で差が発生をいたしておるところでございます。</p> <p>また、この公営住宅に入ります中におきまして、入居資格の関係で、神崎町では町内住所または町内勤務を条件とされておりますけれども、大河内には居住等の資格要件がなく、調整の必要がございます。</p> <p>それから、神崎町の福本に 8 戸の特定公共賃貸住宅、特公賃という簡略語を使うんですけれども、そういう住宅がございまして、これにつきましては神崎町のみでございますので、先ほどの入居の選考に当たります委員会の関係の調整が必要になってまいります。</p> <p>こういった中で、町営住宅の入居者の選考委員会及び入居資格は、新町発足までに新たに調整をいたします。</p> <p>それから、2 点目に、特定公共賃貸住宅の入居者の選考委員会及び入居される方の資格は、新町発足までに神崎町の例により調整をするというところがございます。</p> <p>続きまして、大変長時間申しわけございません、最後になります提案第 2 1 号でございます。こちらの方は福祉関係の事務事業（その 3）ということで、乳幼児の医療の取扱いについてでございます。</p> <p>資料の裏面の方を見ていただきたいと思います。</p> <p>こちらの方、現在、乳幼児、身体障害者の方、高齢者の方、いろんな福祉医療という制度がございまして、この制度に基づき実施をして</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>おります。当然兵庫県に準じてそれぞれ両町において条例を制定し、この制度を実施をいたしておるところでございますけれども、1点大河内町では少子化という問題も含めて町単独の行政施策といたしまして被保険者負担はなしとしておりますので、若干差異があるというところでございます。それは、下の3の事務事業の現況比較表の一部負担金のところを見ていただきますと、入院はそれぞれ両町ともございません。しかし、外来の1割、神崎町では1割、大河内ではなしというふうになってございます。この乳幼児医療につきましては、義務教育就学前のゼロ歳から6歳就学未満児の子供さん方を対象にいたしておりますけれども、それぞれ所得制限、給付額といったものに基づきながらやっておるんですけれども、大河内では外来の1割負担をなしという政策をとっております。ですから、これらの調整が必要でありますよということにつきまして調整をさせていただきました。乳幼児医療の助成につきましては、少子化問題に対する重要施策であるため、新町発足までに大河内町の例により調整するというところでございます。</p> <p>以上、大変長くなりましたが、8つの提案を次回第8回協議会で協議していただきたく、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま8件の提案事項の説明がございました。何か聞きたいことということで、質疑のみをお受けをいたしたいと思いますが、ございますか。</p>
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>質疑特にないようですので、これで提案事項につきましては終わりたいと思います。</p>
浅田（事務局）	<p>その他、次回の日程等について、事務局、お願いいたします。</p> <p>それでは、本日は長時間ありがとうございました。次回は第8回協議会ということで、7月28日、本日お手元に案内通知をお配りをさせていただくとお思いますけれども、7月28日水曜日午後1時30分から、神崎町のK-netの局舎の方で開催をさせていただきたいというふうに思っております。</p>
小寺（議長） 中塚委員	<p>以上でございます。</p> <p>ほかは。</p> <p>中塚委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の中塚です。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 立石委員</p>	<p>今、継続審議になっています合併目標期日の件でございますが、第3回目の3月20日提案されたときには、6月の国会で新法が決まってからということで継続審議になっていると思います。ただ、今現在においてはこの新法も決まって成立しておりますし、まだ今継続審議中でございます。だから、この継続審議の理由の変更をする必要があると思います。その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>今、まだ決まらないということは、この協議会で統一した見解を持っておく必要があると思ひます。やはり住民から聞かれてもはっきりした回答ができない。なぜこの期日がそんなかかるんや言うても、返事のしようがないと思ひます。それはそれぞれ皆さん適当に回答されておるかもわかりませんが、その辺を統一しておきたいと思ひて質問します。</p> <p>立石委員、どうぞ。</p> <p>関連しての同じ話になるんですけど、実は今日の会議の冒頭に、いわゆる議長あいさつの中で、次回にわしは語る、あるいは今日語るんとかいう期待を持っていったけど、それもなかったと。7月28日、次回にも出てきてない。私のあれでは、8月のときには出しますと、こういう話なんやけども、議長はあいさつの中でそのことをとらまえて強調するというのは、やっぱり正・副会長がおって、事務局がおって、これにはいろんな背景があつて、そういう時期を選定したいという思ひがあつたんかなという気が私はしたんですが、ここはやっぱり提案権はあくまでも会長を中心とした事務局体制の中に出されるもんですね。そういうことになると、議長がそういう中で、いろんな背景の中で議長の役目として何かひとつ仲介の労をとつてこういう話になつたんじゃというふうに私は非常に善意に解釈したんですが、ここの背景についてちょっと説明してもらわんと、しょうもないこととて言うたら怒られますけれども、取扱い上の問題についてちょっと休憩の時間でプーイングが起つてましたんで、ここらはっきりしといてもらわんと困ると思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>実は私の考え方といたしまして、当初は本日事務局の方に議案として提案をしていただきたいという要望を出すつもりで事務局まで行ったわけですけども、そのときにたまたま副会長であります大河内町長が参られまして、合併の目標期日についてはもう少し待つていただきたいという私に対する要請がございましたが、私もいつまで待つんやという話を上野町長に言ったわけですが、上野町長もはっきりした答</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>えはなかったんですけども、私といたしましてはいつまでこの問題を引き延ばすというのは、特に継続審議をした理由という法案はもう成立をしておるということもありますので、いつまでも引き延ばしはできないということで、議長としてはとりあえず7月いっぱいは何とか待ちましょうと。8月になりますともう私はよう待てないし、当然合併協議会の場において審議をしていただくという話をしまして、一応7月いっぱいという期限を私としては上野町長の方に言うておりますということで、本日のあいさつの中では7月中は合併期日については出すのは待っていただきたい、8月になった時点の合併協議会のときには、私自身の考え方として提案をいたしたいという考え方で、本日の冒頭のあいさつの中でこの問題について述べさせていただいたというのが一応の経過でございます。</p> <p>以上です。</p>
中塚委員	<p>私のお尋ねしとんは、それはわかるんです。上野町長さんも8月末か9月初めに結論を出すということなんやけども、これもう継続審議になった理由というのは、国会の法案が成立するまでということなんですね。だから、それ以降の理由をはっきり出してもらわないと困るということを書いてるわけです。</p>
小寺（議長）	<p>一応法案が成立をすると、議案として提出をされれば審議をするという格好になるんですね。議長預かりということをおっしゃってましたけども、これは議長預かりではないんですね。継続審議というのは、一たんは法案として継続審議としてそのときは了解をしたと。それを今度新たにもう一度それを議案として継続したものを提出をする場合は、議長ももちろん提案権もありませんし、当然会長である足立町長が継続しておったのを提案をされるというのが普通の私は議案の提出の筋だと思っんです。ほやから、事務局が会長と相談をされて普通は提案をされるのが一番いいんだと思うけども、今のところ出てないし、この前の合併協議会のときには議長に対して質問も2人ほどからありましたしということで、私としては一応の発言はさせていただきましたけども、私自身も議長、議長でそればかり責められても実際のところ困るということなので、事務局に何とか提案をするように、ここに日程の中に追加さえしてもらえればいつでもできるわけやけども、日程としてなかなか追加をさせてもらわれんということやから、それこそやねえが、もし理由というのがあったら、大河内町長の最終判断待ちという格好になると思いますわな。そやけども、多分私の考えとしては、最終判断待ちもあるやろうけども、もう7月</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚委員	<p>いっぱいしか待てませんよということを、私は私とこの町長に言っております。そやから、7月末でうちの町長が判断をするのかということは私もわかりませんが、いつまでもやっぱり合併目標期日というのを長いこと引き延ばすというのは、町民感情にとってもいかななものかということもあるということで、7月いっぱい待って、8月に開催をされる第1回の合併協議会には何とか事務局に議案として追加をしてくれということの要請は私はしております。</p> <p>以上ですけど。</p> <p>それでは、結論的には、私はこの期日をいつ提案をしてくれということでないんです。それを言っとんじゃないんです。その提案されるまで延ばす理由ということは、今議長さんが言われた上野町長さんの判断待ちということによろしいわけですね。</p>
小寺（議長）	<p>会長である足立町長に最終判断をお任せします。</p>
足立（会長）	<p>私、再提案するという事は考えてなかったんですけど、多分議長さんが継続審議の取扱いにしてくださいましたので、議長さんの方でご提案なされると。ただ、今回提案に至らないということにつきましては、最初に上野町長、さらには議長さんからお話がございましたように、一定の理由がございます。こういったことにつきましても、やはり正・副会長の合意というものを、できるだけ合意形成をしていくというのが私たちの務めでございます。特に、例えば17年11月1日という日をまず決めてしましますと、上野町長としてはこれから各種団体の皆さん方にお示しする中において、既にもう合併の日が決まってるじゃないかというような住民の皆さん方からのご指摘と申しましょうか、そういった状況には持ち込みたくないというような考え方があるのではないかなと、このように思うわけでありまして、そうなりますと、なる話もならない、説明のできないという状況を作ってしまうというようなことを考えますと、これについては理解の中で、これは一定の期間を置かざるを得ないかなと、このような理解もするわけでありまして。</p> <p>ただ、今回、今中塚委員がご提案がございましたのは、そういった理由によりまして今回の提案が延びておりますということについて、委員の皆さん方のご理解をいただきたいと、このことを議長さんに諮っていただければいいのではないかと。前は確かにまだ法律が可決していない状況の中で、17年11月1日という合併期日を決定することにつきましては問題があると、法的な問題もございましてということから継続審議になっておるわけでありまして。しかし、それが一応とい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>いでしょうか、法律がもう通ったわけでありますから、そのことについては問題はない。しかしながら、今申し上げたような状況がある程度変化をいたしております、その状況下を皆さん方にご判断をいただきまして、次回、次回になるんでございましょうか、そういった理由のもとに提案を若干延ばしていただくということについてご理解をいただきたいということ、議長さん、お諮りいただければありがたいんかなと、これがいわゆる理由ということになるんかなと思いますけど。</p> <p>最終的に会長さんのご意見がございました。というふうなことで、多分次回の次、8月当初ぐらいには提案をするということになると思うんですけども、理由につきましては、特に大河内町長の政治的な判断の考え方の中での、特に先に、皆さんにご相談をする前に合併期日を決定をするというのは、交渉の皆さんの話の中でいろいろ困難な問題もあるというような話がありまして、ある程度これにつきましては今のところ延ばしておるのが実情でございますので、是非とも委員の皆様方の、それであればもう少し待ってやろうというような判断をひとつしていただきたいと思うわけでございますので、ひとつよろしくお願いをいたします。拍手でもってひとつよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。もうそれしかしゃあないやろう。難しいし。</p> <p>今、会長も言われましたような理由でもございますので、もう少し待つということにひとつよろしいでございますでっしゃるか、どうですか。</p>
奥野委員	<p>はい、奥野委員、どうぞ。</p> <p>これは目標期日ですから、決めたから必ずそのように合併をせないかんという、一応はそれが基準ですけれども、それは変更ができませんことはないわけですね。だから、もうここまで委員の皆さんがやはり言おうか言わまいかという格好ですとおられると思うんで、必ず次へ、7月の次の8月に出すということでひとつ了解をしてほしいと思います。</p>
小寺（議長） 立石委員	<p>うちの副会長にちょっと。</p> <p>大河内町の立石です。</p> <p>実は一番最初に提案したときのやつは継続審議になってますな。だから、廃案とちゃうんじゃから。だから、即再提案ということでなしに、もう期日をみんなに諮って決めただけでええ話やから、今ここが言われたように、もしそういう事情があつて、さすが会長は上手に怒</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>らさんように説明しちゃったさかい、あれ以上それはおかしいぞっちゅうなことはわしら言えんので、さかいに議長がねらい定めとる8月のとっぱなの協議会に諮ってもらうということで、もうこれ以上の説明は要らんと思うで、わしは。継続審議で残っとんやから、廃案になってへんのやから。新たにまた提案しますちゅうな、そないなぶさいくなことやったら、こんなもん協議会めげてまうがな。</p> <p>それでは、奥野委員、立石委員の発言もありましたように、特に冒頭私があいさつの中で述べましたような期日ということで、8月の冒頭の合併協議会の中で出させていただくということで皆様のご了解を得たいと思いますが、ひとつそれでよろしいでっしゃるか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございます。合併の目標期日につきましては、8月の冒頭の合併協議会の中で皆さんにご審議をしていただくということで、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>ほかにないようでございますので、これで会議を閉じたいと思います。</p> <p>本日は特に暑い中、始終ご協議をいただきましてまことにありがとうございました。まだこれからもますます暑さが加わってまいります。特に十分体調管理をされまして、皆様方ご活躍されますことをご祈念を申し上げまして閉会といたします。</p> <p>本日はどうもご苦労さんでございました。どうもありがとうございました。</p>